

墨田区災害時
医療救護活動マニュアル
(令和7年度版修正案)

令和7年4月

墨 田 区

目次

第1章	災害医療体制の基本事項	1
第1節	災害時医療体制の基本的な考え方	1
1	災害時医療救護活動マニュアルの取扱い	1
2	墨田区の被害想定	1
3	フェーズ区分と主な医療救護活動	3
4	医療救護活動の連携体制	4
5	医療機関の役割分担	4
6	医療救護所	5
7	協定に基づく要請による区内の保健医療活動チーム	5
第2節	墨田区災害医療コーディネーター	6
1	災害医療コーディネーターの概要	6
2	墨田区災害医療コーディネーター	6
第3節	墨田区災害歯科コーディネーター	7
1	墨田区災害歯科コーディネーター	7
第4節	墨田区災害薬事コーディネーター	8
1	災害薬事コーディネーターの概要	8
2	墨田区災害薬事コーディネーター	8
第5節	墨田区災害看護コーディネーター	9
1	災害看護コーディネーターの概要	9
2	墨田区災害看護コーディネーター	10
第6節	墨田区災害柔道整復コーディネーター	10
1	災害柔道整復コーディネーターの概要	10
2	墨田区災害柔道整復コーディネーター	11
第7節	災対保健衛生部（医療救護活動拠点）	11
1	災対保健衛生部（医療救護活動拠点）の役割等	11
2	災対保健衛生部の構成と業務分担	13
3	情報連絡体制	17
第8節	医療救護所の概要	18
1	医療救護所の種類	18
2	設置時期	19
第9節	医薬品・医療資器材	20
1	災害薬事センター	20
2	調剤と服薬指導	20
第2章	災害時の初動（超急性期：72時間まで）医療救護体制	21
第1節	災害時における初動医療体制	21
第2節	災害発生時の参集体制	22
1	災対保健衛生部職員の参集体制	22
2	コーディネーターの参集体制	22
3	災害医療関係機関の参集体制	22

第3節 緊急医療救護所	23
1 緊急医療救護所の定義	24
2 緊急医療救護所の開設場所	24
3 緊急医療救護所開設の発令	27
第4節 緊急医療救護所の開設	28
1 トリアージポストの開設手順	28
2 軽症処置エリアの開設手順	30
第5節 二次救急病院と医療従事者の動き	31
1 二次救急病院	31
2 災害医療関係機関	32
第6節 緊急医療救護所の運営	34
1 トリアージポストの運営	34
2 トリアージの概要	35
3 軽症処置エリアの運営	36
4 緊急医療救護所における医療救護活動の終了	38
5 医薬品・医療資器材の備蓄と供給	38
第7節 災害時小児周産期リエゾン	39
1 東京都災害時小児周産期リエゾン	39
2 情報連絡体制	40
第8節 災害時透析医療活動	40
1 災害時透析医療ネットワークについて	40
第3章 急性期（発災後72時間～1週間程度）以降の医療救護体制	41
第1節 避難所医療救護所での医療救護	41
1 避難所救護所での医療救護	41
2 災害医療関係機関	42
3 避難所（医療救護所）における巡回歯科保健活動	43
第2節 医薬品の供給	44
第4章 関係機関名簿等	45
様式・資料編	49
資料1：診療所等掲示物	50
資料2：トリアージタグ	51
資料3：災害時連絡用紙	52
資料4：患者搬送調整依頼票	53
資料5：人員調整依頼票	55
資料6：物資（事務用品等）輸送調整依頼票	57
資料7：医薬品・医療資器材当発注書	59
資料8：応急給水要請書	60
資料9：燃料調整シート	62
資料10：地域防災行政無線一覧	65
資料11：IP無線機使用方法	67
資料12：広域災害救急医療情報システム（EMIS）ログイン手順	69
資料13：災害用カルテ	70

資料 1 4 : 災害時に備えた医薬品の供給等に関する協定書	7 7
資料 1 5 : 医薬品のリスト【協定書別紙】	7 9
資料 1 6 : 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	8 4
資料 1 7 : 災害用処方箋	8 8
資料 1 8 : 災害用薬袋	8 9
資料 1 9 : 緊急医療救護所に備えおく医療資器材等一覧	9 1
資料 2 0 : 避難所等歯科口腔保健 標準アセスメント票	9 5
資料 2 1 : 墨田区災害医療救護者証	9 6
資料 2 2 : 墨田区災害医療コーディネーター設置要綱	9 7
資料 2 3 : 墨田区災害歯科コーディネーター設置要綱	9 8
資料 2 4 : 墨田区災害薬事コーディネーター設置要綱	9 9
資料 2 5 : 墨田区災害看護コーディネーター設置要綱	1 0 0
資料 2 6 : 墨田区災害柔道整復コーディネーター設置要綱	1 0 1
資料 2 7 : 東京都の参考資料	1 0 2

第 1 章 災害医療体制の基本事項

第 1 節 災害時医療体制の基本的な考え方

1 災害時医療救護活動マニュアルの取扱い

本マニュアルは、行政機関や医療従事者を対象に、墨田区地域防災計画で定める災害発生時の具体的な医療救護活動を示すものである。内容は、東京都の「災害時医療救護活動ガイドライン（第 3 版）」（令和 6 年 3 月）の見直しのほか、訓練等により実践、検証のうえ、必要に応じて更新していく。

2 墨田区の被害想定

墨田区地域防災計画では、東京都が 10 年ぶりに見直しを行い、令和 4 年 5 月に都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち最も大きな被害想定値を前提条件として、対策の強化に努めている。

図表 1【墨田区の被害想定（地震）】

想定年度			令和 4 年度	
地震の種類・規模			都心南部直下地震・M7.3	
条件	区の震度		震度 6 強（一部の地域において震度 6 弱、震度 7）	
	時期及び時刻・風速		冬の夕方 18 時・8 m / 秒	
			墨田区	東京都
人的被害	死者数（人）		321	6,148
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	214	3,209
		地震・火災	94	2,482
		その他	13	457
	負傷者数（うち重傷者数）（人）		3,307（578）	93,435（13,829）
物的被害	建物被害（全壊・消失棟数）（棟）		9,070	194,431
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	5,398	82,199
		地震・火災	3,672	112,232
火災	出火件数（件）		19	623
	消失棟数（倒壊建物を含む）（棟）		4,143	118,734
その他	滞留者数（人）		274,592	15,836,955
	帰宅困難者数（人）		61,116	4,151,327
	避難者数（最大）（人）		123,018	2,993,713
	閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止台数（台）		1,318	22,426
ライフライン被害	電気	停電率（％）	42.0	11.9
	通信	不通回線率（％）	10.4	4.0
	上水道	断水率（％）	53.0	26.4
	下水道	管渠被害率（％）	6.7	4.0
	ガス	供給停止率（％）	100.0	24.3

荒川が氾濫した場合、区内の広範囲及び多くの病院が浸水する。



3 フェーズ区分と主な医療救護活動

東京都では、医療救護体制の活動内容の目安として、発災直後から中長期までを細分化し、6区分としている。各フェーズに想定されている状況と主な医療救護活動は以下のとおりである。

図表 3【フェーズ区分と想定される状況】

区 分		想定される状況
0	発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況
1	超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況
2	急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況
3	亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況
4	慢性期 (1～3か月程度)	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況
5	中長期(3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況

図表 4【主な医療救護活動】

区 分		主な活動内容	
		区及び保健医療活動チーム等の活動	他の災害医療チーム()の活動
0	発災直後	○ 被害情報の収集・集約 ○ 緊急医療救護所の開設・運営 ○ 病院前トリアージの実施	○ 東京DMATの出場 ○ 傷病者等の被災地域外への搬送
1	超急性期		○ 都医療救護班等の被災地域への派遣 ○ 他県DMATによる病院支援
2	急性期	○ 避難所医療救護所の運営 ○ 医薬品の供給 ○ 避難者の定点・巡回診療	○ 他県医療救護班の受入れ
3	亜急性期		
4	慢性期		
5	中長期		

他の災害医療チームとは・・・東京都災害時医療救護活動ガイドラインによる分類では、次のとおりとなる。

(1) 都内の医療チーム・・・東京DMAT、東京都医療救護班等、都内DMAT、東京DPAT、災害支援ナ

ース

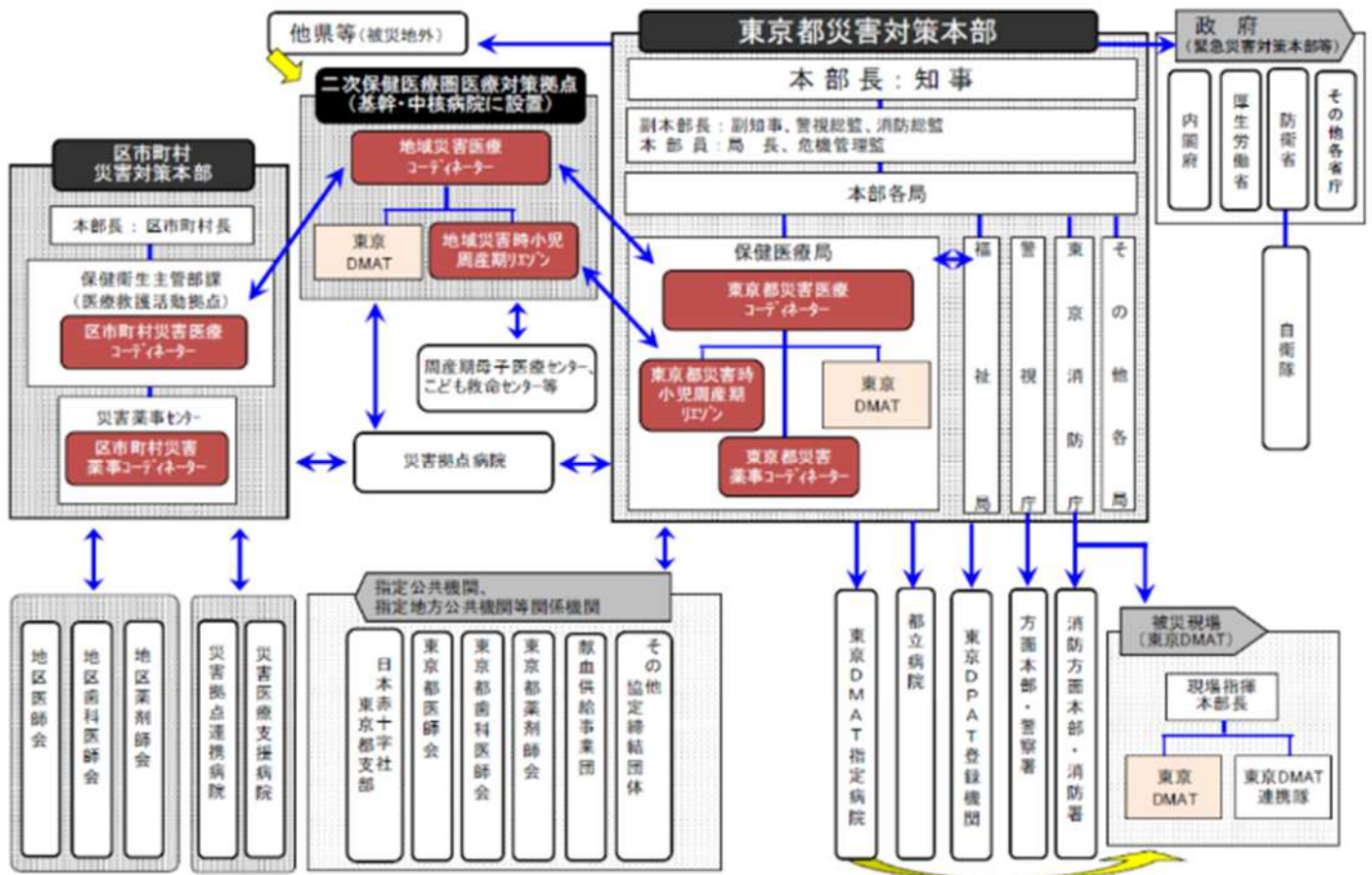
(2) 協力医療チーム・・・JMATなど

(3) 応援医療チーム・・・他県DMAT, 支援JMAT, 日本赤十字社救護班、AMAT、他県DPAT、災害支援ナース

4 医療救護活動の連携体制

東京都地域防災計画に定めている発災直後から急性期までの連携体制は図表5のとおり。

図表5【発災直後から急性期までの連携体制（都ガイドラインより）】



5 医療機関の役割分担

災害時に発生する多くの傷病者に対応するため、すべての医療機関や医療救護所の役割分担を定めている。

すべての病院は「災害拠点病院」、「災害拠点連携病院」、「災害医療支援病院」に分類されており、災害拠点病院や災害拠点連携病院は、主に重症者や中等症など入院が必要な傷病者を受け入れる。また、専門的医療を行う災害医療支援病院や診療所（透析医療機関、産科及び有床診療所）は、原則として医療機関での業務を継続し、その他の災害医療支援病院や診療所、歯科診療所、薬局は、発災直後は区の地域防災計画に基づく医療救護活動が主体になり、発災後1週間以降に平時の業務へ徐々に移行する。

図表 6【災害拠点病院等の分類】

指定区分	説 明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院）

6 医療救護所

通常の医療体制では対応できない場合、墨田区地域防災計画に基づき、医療救護所を設置する。医療救護所は、主に緊急医療救護所と避難所医療救護所に分類される。

図表 7【医療救護所の分類】

種別	内容
緊急医療救護所	区市町村が、災害拠点病院等の近接地等に設置する医療救護所
避難所医療救護所	区市町村が、避難所に設置する医療救護所

7 協定に基づく要請による区内の保健医療活動チーム

区は、墨田区医師会、向島・本所歯科医師会、墨田区薬剤師会、東京都柔道整復師会墨田支部、東京都訪問看護ステーション協会墨田支部（以下、「災害医療関係機関」という）に対して、協定に基づき保健医療活動チーム（都のガイドラインでいう、地区医療救護班、地区歯科医療救護班、及び地区薬剤師班等）の編成・派遣を要請する。保健医療活動チームは、病院や救護所において医療活動を行う。

第2節 墨田区災害医療コーディネーター

1 災害医療コーディネーターの概要

災害時の医療救護活動の統括及び調整を行う災害医療の専門家として、東京都、二次保健医療圏、特別区及び市町村のそれぞれで災害医療コーディネーターを指定している。

図表 8【災害医療コーディネーターの役割】

名 称	説 明
区市町村災害医療コーディネーター	区市町村内の医療救護活動等を統括・調整するために、区市町村に対して、医学的助言を行う、区が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	都職員とともに、各二次保健医療圏域の医療救護活動等を統括・調整するため、都が指定する医師。 区東部は都立墨東病院医師
東京都災害医療コーディネーター	都全域の医療救護活動等を統括・調整するために、都に対して医学的な助言を行う、都が指定する医師。

2 墨田区災害医療コーディネーター

区では、災害医療に精通した医師 4 名を、墨田区災害医療コーディネーター（非常勤職員）として委嘱している。

（1）墨田区災害医療コーディネーターの役割

保健医療活動チームの配分調整

区が医療救護活動等を統括・調整するために必要な医療情報を集約・一元化し、医学的助言を行う。

平時から、区の医療連携体制に関する医学的助言を行う。

医療救護活動拠点における調整会議の医療に関わる中心的な役割を担うほか、地域災害医療コーディネーター等の関係機関との情報連絡体制を構築する。

（2）具体的な職務

区の医療救護活動方針（計画）の策定に関すること

区内の被害状況、医療救護所の医療ニーズ、医療チーム（図表 4）の活動状況などを踏まえ、区の医療救護活動方針（計画）に関して、医学的な助言を行う。

保健医療活動チームの配分調整に関すること

区内の病院や医療救護所の人的・物的資源に不均衡が生じないように、保健医療活動チームの配分調整について、医学的な助言を行う。

傷病者を受け入れる病院の確保に関すること

傷病者を受け入れる病院の確保に向けて、墨田区内の病院、圏域内の災害拠点病院及び二次保健医療圏に設置される医療対策拠点（墨東病院）と調整する。

地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること

医療救護活動方針（計画）等について、医療対策拠点の東京都地域災害医療コーディネーターと調整する。医療対策拠点を閉鎖するまでの間、東京都地域災害医療コーディネーター

から、必要に応じて専門的な助言を受ける。

墨田区災害歯科・薬事・看護・柔整コーディネーターとの連絡調整に関すること

歯科医療救護活動について墨田区災害歯科コーディネーターと調整し、医療救護活動における薬事については墨田区災害薬事コーディネーターと調整する。

(3) 墨田区災害医療コーディネーターの参集条件

原則として震度 6 弱以上の地震が発生した場合、及び大規模災害発生時において区長の要請を受けて、墨田区災対保健衛生部（墨田区保健所（墨田区横川 5 - 7 - 4 ））に参集する。

図表 9【墨田区災害医療コーディネーターの活動期間の目安】

フェーズ 0	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3	フェーズ 4	フェーズ 5
発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
					→
【墨田区災対保健衛生部に参集】 ・ 墨田区の医療救護活動方針（計画）策定への助言 ・ 保健医療活動チーム等の配分調整 ・ 傷病者を受け入れる病院の確保 ・ 地域災害医療コーディネーターとの連絡調整			【情報連絡体制に移行】 ・ 墨田区災対保健衛生部への定期的な情報共有、助言等。		

第 3 節 墨田区災害歯科コーディネーター

1 墨田区災害歯科コーディネーター

災害時の歯科医療救護活動の統括や調整を行う災害歯科医療の専門家である。区では、災害時の歯科医療・口腔衛生に精通した歯科医師 4 名を、墨田区災害歯科コーディネーター（非常勤職員）として委嘱しており、本区が全国に先駆けて独自に設置したものである。

名 称	説 明
墨田区災害歯科コーディネーター	区内の歯科に関する医療救護活動等を統括・調整し、災害医療コーディネーターを歯科の面でサポートする、区が指定する歯科医師

(1) 墨田区災害歯科コーディネーターの役割

墨田区災害医療コーディネーターを歯科医療救護活動面でサポート

保健医療活動チーム（歯科医師）の編成及び医療救護所・避難所への派遣

その他保健医療活動チーム（歯科医師）の活動の統括・調整

(2) 具体的な職務

墨田区災害医療コーディネーターに対する歯科医療分野における助言

保健医療活動チーム（歯科医師）の編成と各緊急医療救護所への派遣

保健医療活動チーム（歯科医師）の活動における歯科医療活動統括者としての判断（例：口腔顎顔面外傷への対応判断等）

中等症以上の口腔顎顔面外傷者の収容先医療機関の確保（墨田区災害医療コーディネーター

ーとの協議、調整を含む。)

避難所医療救護所における保健医療活動チーム（歯科医師）の巡回歯科保健活動の調整・統括

東京都歯科医師会との調整

（３）墨田区災害歯科コーディネーターの参集条件

原則として震度 6 弱以上の地震が発生した場合、及び大規模災害発生時において区長の要請を受けて、墨田区災対保健衛生部（墨田区保健所（墨田区横川 5 - 7 - 4 ））に参集する。

図表 10【墨田区災害歯科コーディネーターの活動期間の目安】

フェーズ 0	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3	フェーズ 4	フェーズ 5
発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
					→
【墨田区災対保健衛生部に参集】 ・病院前トリアージに従事する保健医療活動チーム（歯科医師）の編成 ・緊急医療救護所における保健医療活動チーム（歯科医師）の活動の統括		・墨田区の医療救護活動方針（計画）における歯科分野での助言 ・墨田区災害医療コーディネーターのサポート ・医療救護所活動チーム（歯科医師）の配分調整（特に避難所医療救護所における巡回歯科保健活動統括）			

第 4 節 墨田区災害薬事コーディネーター

1 災害薬事コーディネーターの概要

災害時の医薬品の適切な供給管理など、医療救護活動が円滑に進むよう、薬事の面から災害医療コーディネーターをサポートし、必要な情報収集や保健医療活動チーム（薬剤師）の活動の調整を行う薬事の専門家として、都内の区市町村が指定している。

なお、災害薬事コーディネーターの詳細は、東京都福祉保健局が策定している「災害時における薬剤師班活動マニュアル」に規定されている。

名 称	説 明
墨田区災害薬事コーディネーター	医療救護活動に必要な医薬品の調達、供給等を統括・調整し、災害医療コーディネーターを薬事の面でサポートする、区が指定する薬剤師

2 墨田区災害薬事コーディネーター

区では、災害時の医薬品等の適切な供給管理と、情報収集や保健医療活動チーム（薬剤師）の活動の調整を行う地区薬剤師 3 名を、災害薬事コーディネーター（非常勤職員）として委嘱している。

（１）墨田区災害薬事コーディネーターの役割

墨田区災害医療コーディネーターを薬事面でサポート

災害時の医薬品等の適切な供給管理を行う「墨田区災害薬事センター（頁 20 を参照）」の長としての医薬品の管理に関する調整

保健医療活動チーム（薬剤師）の編成や派遣に関する調整業務
薬事関係者との調整業務

図表 11【災害薬事コーディネーターの具体的な職務等】

災害薬事センターを管理する職務	墨田区災害医療コーディネーターを 補佐する職務
● 災害薬事センター設置体制の確保 設置・運営を担当する地区薬剤師班の指揮 ● 災害薬事センターにおける業務についての地区 薬剤師班への指示 ● 医薬品等の適切な備蓄と供給の管理 ・ 緊急医療救護所等からの供給要請のとりまとめ ・ 避難所医療救護所からの医薬品供給要請を取り まとめ、医薬品卸売業者に発注すること ・ 医療救護所等への医薬品供給と在庫（災害医療 チーム等の持参残薬を含む）状況の管理 ● 医薬品等の代替供給の提案 ● 医療救護所等からの情報収集と分析	● 墨田区災害医療コーディネーター（医療救護活 動拠点）との連携 ● 行政との連携による、医薬品・医療資器材の早期 確保 ● 保健医療活動チーム（薬剤師）の編成と医療救護 所への派遣 （緊急医療救護所へは震度 6 弱以上で自動参集） ● 医療救護活動拠点（災対保健衛生部）のミーティ ングへの参加 ● 地域内の薬事に関する情報収集と共有 ● 都薬剤師班の派遣要請と受け入れ調整

（２）墨田区災害薬事コーディネーターの参集条件

原則として震度 6 弱以上の地震が発生した場合、及び大規模災害発生時において区長の要請を受けて、墨田区災対保健衛生部（墨田区保健所（墨田区横川 5 - 7 - 4 ））に参集する。

図表 12【墨田区災害薬事コーディネーターの活動期間の目安】

フェーズ 0	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3	フェーズ 4	フェーズ 5
発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
					→
【墨田区災対保健衛生部に参集】 ・ 緊急医療救護所における保健医療 活動チーム（薬剤師）の活動（医薬品 の供給、トリアージ等）を統括		・ 墨田区災害医療コーディネーターを薬事面でサポート ・ 医薬品の管理、供給（薬事センター長としての業務） ・ 保健医療活動チーム（薬剤師）の配分調整			

第 5 節 墨田区災害看護コーディネーター

1 災害看護コーディネーターの概要

災害時のトリアージの補佐など、医療救護活動が円滑に進むよう、看護の面から災害医療コーディネーターをサポートし、必要な情報収集や保健医療活動チーム（看護師）の活動の調整を行う看護の専門家として、区が指定する。本区が全国に先駆けて独自に設置したものである。

名 称	説 明
墨田区災害看護コーディネーター	災害時の医療救護活動が円滑に進むよう、災害医療コーディネーターを看護の面でサポートする、区が指定する看護師

2 墨田区災害看護コーディネーター

区では、災害時の看護師の活動の統括や調整を行い、災害時の医療救護活動が円滑に進むよう、地区看護師1名を、災害看護コーディネーター（非常勤職員）として委嘱する。

（1）墨田区災害看護コーディネーターの役割

墨田区災害医療コーディネーターを看護師の立場でサポート

トリアージポスト、災害時緊急医療救護所での看護師の立場での医療救護活動

保健医療活動チーム（看護師）の編成や派遣に関する調整業務

看護師関係者との調整業務

（2）墨田区災害看護コーディネーターの参集条件

原則として震度6弱以上の地震が発生した場合、及び大規模災害発生時において区長の要請を受けて、墨田区災対保健衛生部（墨田区保健所（墨田区横川5-7-4））に参集する。

図表 13【墨田区災害看護コーディネーターの活動期間の目安】

フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5
発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
					→
【墨田区災対保健衛生部に参集】 ・緊急医療救護所における保健医療活動チーム（看護師）の活動（医療救護活動）を統括		・墨田区の医療救護活動方針（計画）における看護分野での助言 ・墨田区災害医療コーディネーターを看護師の立場でサポート ・保健医療活動チーム（看護師）の配分調整			

第6節 墨田区災害柔整コーディネーター

1 災害柔整コーディネーターの概要

災害時の柔道整復師の活動の統括や調整等を行い、医療救護活動が円滑に進むよう、柔道整復師の立場から災害医療コーディネーターをサポートする柔道整復の専門家として、区が指定する。本区が全国に先駆けて独自に設置したものである。

名 称	説 明
墨田区災害柔整コーディネーター	災害時の医療救護活動が円滑に進むよう、災害医療コーディネーターを柔道整復の面でサポートする、区が指定する柔道整復師

2 墨田区災害柔整コーディネーター

区では、災害時の柔道整復師の活動の統括や調整を行い、災害時の医療救護活動が円滑に進むよう、地区柔道整復師1名を、災害柔整コーディネーター（非常勤職員）として委嘱する。

（1）墨田区災害柔整コーディネーターの役割

墨田区災害医療コーディネーターを柔道整復師の立場でサポート
 災害時緊急医療救護所での柔道整復師の立場での医療救護活動
 保健医療活動チーム（柔道整復師）の編成や派遣に関する調整業務
 柔道整復師関係者との調整業務

（2）墨田区災害柔整コーディネーターの参集条件

原則として震度6弱以上の地震が発生した場合、及び大規模災害発生時において区長の要請を受けて、墨田区災対保健衛生部（墨田区保健所（墨田区横川5-7-4））に参集する。

図表 14【墨田区災害柔整コーディネーターの活動期間の目安】

フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5
発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
					→
【墨田区災対保健衛生部に参集】 ・緊急医療救護所における保健医療活動チーム（柔道整復師）の活動（医療救護活動）を統括		・墨田区の医療救護活動方針（計画）における柔道整復分野での助言 ・墨田区災害医療コーディネーターを柔道整復師の立場でサポート ・保健医療活動チーム（柔道整復師）の配分調整			

第7節 災対保健衛生部（医療救護活動拠点）

1 災対保健衛生部（医療救護活動拠点）の役割等

（1）災対保健衛生部（医療救護活動拠点）の設置及び各コーディネーター、区職員の参集

保健衛生部長は、災害発生後速やかに墨田区保健所（墨田区横川5-7-4）に災対保健衛生部（医療救護活動拠点）を編成し、災対保健衛生部長の任にあたる。また、墨田区災害医療コーディネーター、墨田区災害歯科コーディネーター、墨田区災害薬事コーディネーター、墨田区災害看護コーディネーター、墨田区災害柔整コーディネーターは、災対保健衛生部（医療救護活動拠点）へ参集する。なお、区職員は「墨田区職員災害対策マニュアル」に基づき、震度5強以上で自動参集となる。

用語	説明
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換するために設置する拠点。

(2) 災対保健衛生部（医療救護活動拠点）の基本的運営

毎朝・毎夕など定期的にミーティングを実施し、墨田区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護活動方針（計画）の確認や情報交換等を行う。特に各医療救護所の運営に不均衡が生じないように、人的・物的支援の状況、医療救護活動が安全かつ効果的に行われているかなどについて確認する。参集した各コーディネーターは、医療救護活動拠点に長期間滞在することせず、日々の業務ごとに出所・退所する。

(3) 医療救護活動方針（計画）の策定

災対保健衛生部長は、墨田区災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、区内の医療救護活動方針（計画）を策定し、活動全体を調整する。

(4) 医療対策拠点（都立墨東病院）への報告・情報提供

災対保健衛生部長は、医療対策拠点に対し、医療救護活動拠点を設置したことを報告し、医療救護活動方針（計画）を情報提供する。

(5) 保健医療活動チームの編成及び派遣に関すること

災対保健衛生部長は、災害医療関係機関に対して、保健医療活動チームの編成・派遣を要請する。

(6) 区内全域の情報収集に関すること

電話や地域防災行政無線、EMIS（広域災害救急医療情報システム：頁 6 9 資料 1 2）、IP 無線機、FAX により病院の被害状況や二次救急病院へ参集してきた保健医療活動チームについて確認するほか、情報収集・伝達手段の確保に努めるとともに、医療対策拠点や関係機関と連携して、医療救護に必要な情報を集約し、共有する。病院において EMIS への入力が困難な場合は、収集した情報を代行入力する。

(7) 緊急医療救護所の設置・運営に関すること（詳細は頁 2 3 以降を参照）

災対保健衛生部長は、収集した被害状況をもとに、墨田区災害医療コーディネーターと協議のうえ、緊急医療救護所の開設を決定する。

また、二次救急病院院長に対して、人員を確認の上、緊急医療救護所の指揮者を務めるべき医師の指定を依頼するとともに、緊急医療救護所開設班の職員を派遣し、その開設準備を行わせたうえ、開設後の運営業務に従事させる。

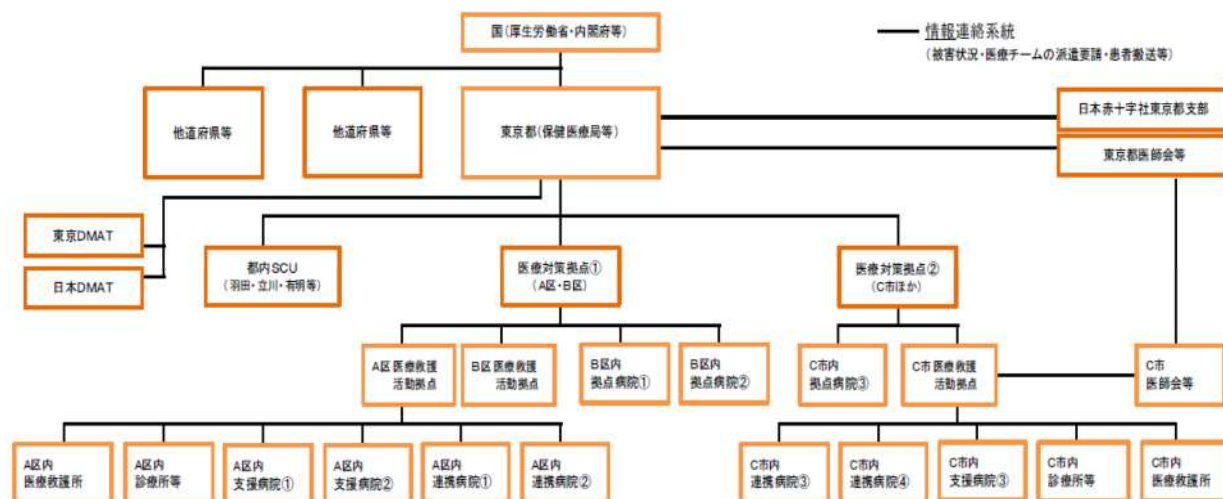
(8) 医療チーム（頁 3 参照）の派遣を要請すること

災対保健衛生部長は、病院（災害拠点病院を除く）や医療救護所などで活動する（区の）保健医療活動チームが不足している（又は不足が見込まれる）ときなど必要に応じ、医療対策拠点（墨東病院）に対して、災害医療チームの派遣を要請する。

(9) 傷病者を受け入れる病院の確保に関すること

災対保健衛生部長は、区内の病院、診療所から傷病者の受け入れ要請があったとき、受け入れ可能な病院を確保する。（ただし、確保を要請できる範囲は区市町村内の病院、圏域内の災害拠点病院、医療対策拠点（墨東病院）に限られる。）

図表 15 情報連絡系統の対象範囲（都ガイドラインより）】



(10) 医薬品・医療資器材の確保に関すること

災対保健衛生部長は、墨田区薬剤師会と連携して墨田区災害薬事センター（頁20参照）を設置し、備蓄医薬品の活用や卸売販売業者から医薬品の調達を行う。

2 災対保健衛生部の構成と業務分担

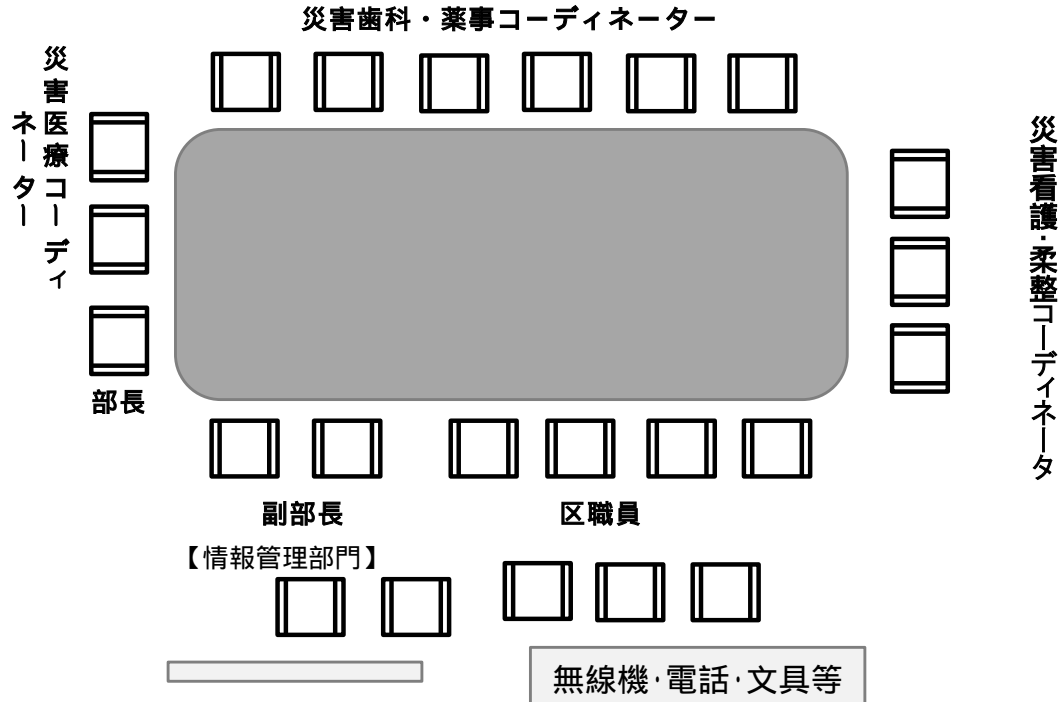
災害発生時、災対保健衛生部は緊急医療救護所の開設以外にも、区対策本部との連絡調整、受援調整、環境衛生、食品衛生、感染症対策、精神保健対策、要配慮者や避難所・避難者等への保健活動等の業務を実施する。

災対保健衛生部の組織図及び各担当・班の業務内容は以下のとおりである。

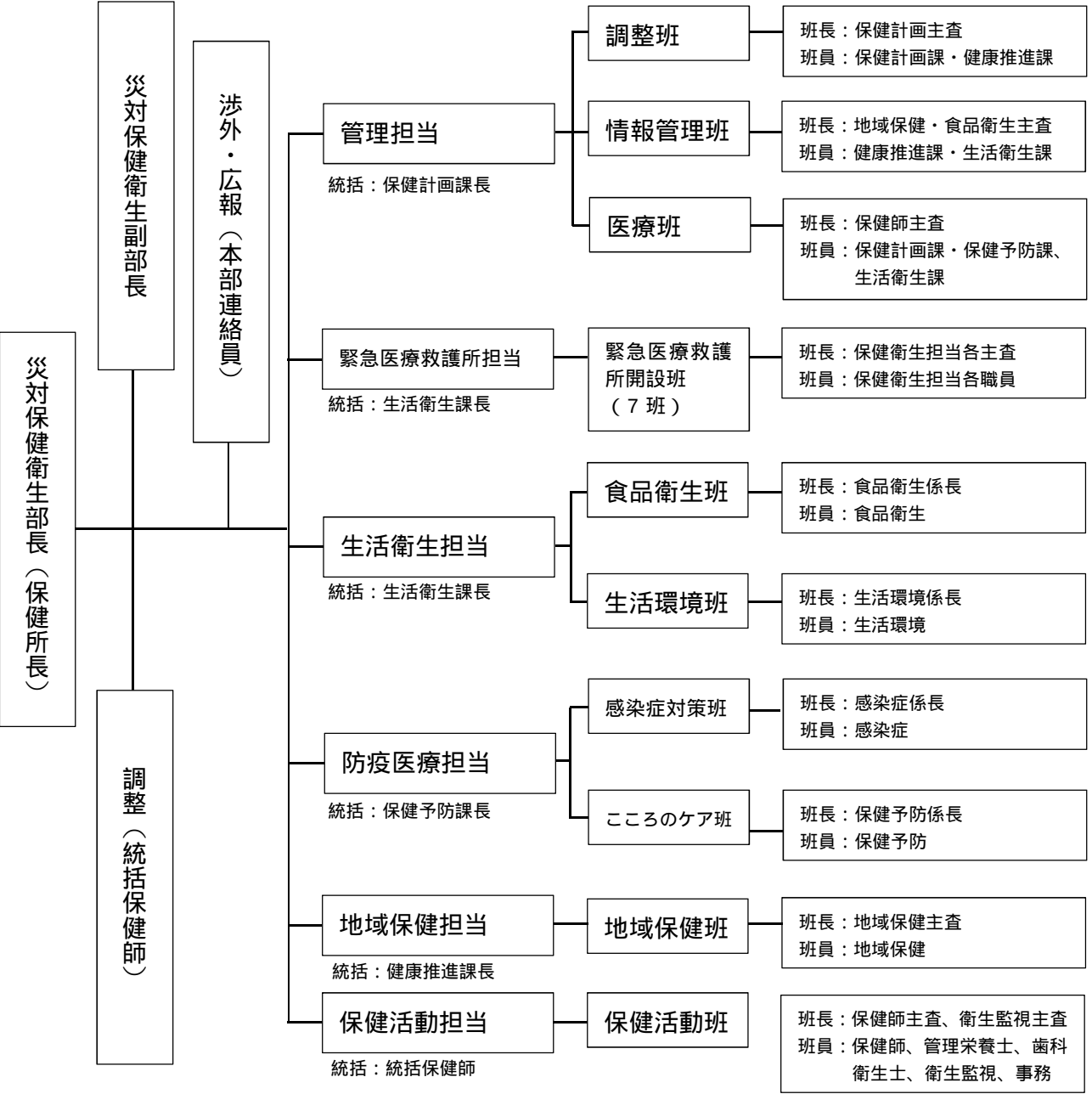
図表 16【災対保健衛生部（本部）組織図】

指揮・統括			・医療救護活動拠点の統括 ・調整案件の判断 ・権限移譲	・保健衛生部長 ・災害医療・歯科・薬事・看護・ 柔道整復コーディネーター
広報 (本部連絡員)			区民への情報提供、リスクコミュニケーション	保健計画課長
管理担当（医療救護活動拠点）			保健計画課長	
調整班			本部、各関係機関との連絡調整、医療救護活動方針（計画）、 受援調整、人員調整等	職員
情報管理班			・緊急医療救護所、区内医療機関等との通信、情報収集 ・広域災害救急医療情報システム（E M I S）管理、収集 した情報の整理、分析、共有	職員
医療班			医療提供、負傷者移送、医薬品の分配調整	職員

図表 17【災対保健衛生部（本部）レイアウト（例）】



図表 18【災対保健衛生部組織図】



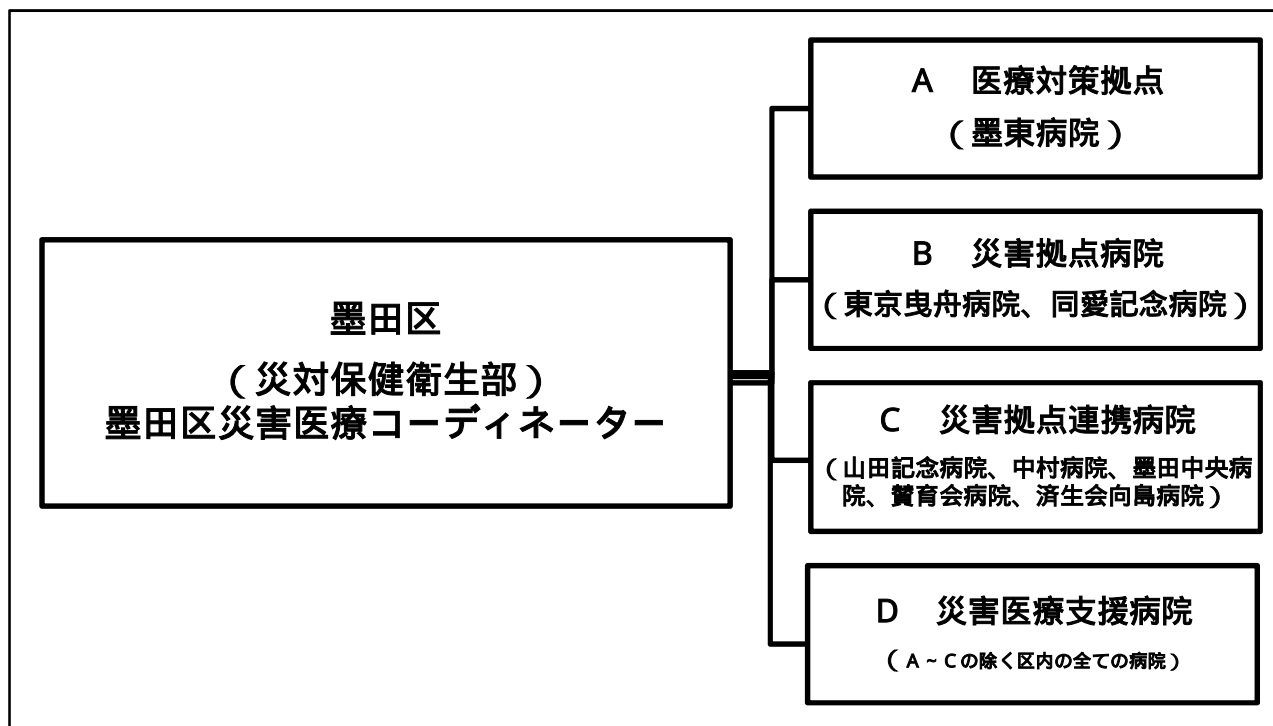
図表 19 【災対保健衛生部各隊の業務内容】

隊名	業務内容
管理担当 (調整班、情報管理班、医療班)	○災害対策本部との調整・連携に関すること ○医療救護活動拠点の設置・運営に関すること ○都および関係団体との連携調整に関すること ○人員調整等に関すること ○保健衛生に係る計画及び広報に関すること ○医療・防疫用資器材の調達・備蓄に関すること ○災害薬事センターの設置、運営に関すること ○災害時要配慮者等の食支援の管理に関すること ○受援調整に関すること ○医療救護活動に係る情報管理・分析に関すること ○医療提供に係る調整、連携に関すること
緊急医療救護所担当 (緊急医療救護所開設班) 7 班	○緊急医療救護所の設置・運営に関すること
生活衛生担当 (食品衛生班、生活環境班)	○ペットの同行避難に関すること ○巡回保健活動に関すること ○ねずみ族・昆虫等の防除に関すること ○動物の保護・管理に関すること ○飲料水等の衛生指導及び毒劇物等の管理に関すること ○食品衛生の指導に関すること
防疫医療担当 (防疫医療班)	○防疫用資器材の調達及び備蓄に関すること ○感染症対策に関すること ○メンタルケアに関すること
地域保健担当 (地域保健班)	○相談体制の整備に関すること ○災害時避難行動要支援者の支援に関すること(発災から 12 時間まで)
保健活動担当 (保健活動班)	○巡回保健活動に関すること ○災害時要配慮者(乳幼児・高齢者等)の救護に関すること ○避難所等の健康相談、メンタルヘルス、衛生管理に関すること ○災害時避難行動要支援者の支援に関すること(発災から 6 時間以降)

3 情報連絡体制

災対保健衛生部は、災害関係医療機関との情報連絡体制を確立するとともに、墨田区災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づいて、区内の医療救護活動を統括・調整する。

図表 20【墨田区と災害関係医療機関との情報連絡・要請系統】



(1) 情報連絡・要請事項(区 A～Dに対して)

災対保健衛生部から A～D の各医療機関に対する情報連絡、要請事項は次のとおり。

図表 21【災対保健衛生部から各医療機関への情報の流れ】

区から	区からの情報連絡・要請事項			
災対保健衛生部	・区災対保健衛生部(医療救護活動拠点)を設置したことを報告する。 ・医療救護所の設置・運営状況を報告する。 ・区内の被害状況について情報提供する。 ・医療救護活動方針(計画)について情報提供する。 ・災害医療チーム(都医療救護班等)の派遣を要請する。 ・傷病者を受け入れる病院の確保を要請する。			A
	・被害状況の報告を求める。 ・傷病者の受入を要請する。	・緊急医療救護所の設置運営について調整する。		B
			・傷病者を受け入れる病院を提示する。	C
			・災害医療チーム(都医療救護班等)の派遣を決定する。	D

(2) 情報連絡・要請事項 (A～D 区に対して)

A～Dの各医療機関から災対保健衛生部に対する情報連絡、要請事項は次のとおりである。

図表 22【各医療機関から災対保健衛生部への情報の流れ】

	各医療機関から区への情報連絡系統			区に対して
A	・医療対策拠点を設置したことを報告する。 ・(必要に応じて)病院の被害状況の確認(現地調査を含む)を要請する。 ・圏域内の医療救護活動方針(計画)について情報提供する。 ・災害医療チーム(都医療救護班等)の派遣を決定する。 ・傷病者を受け入れる病院を提示する。			区災対保健衛生部
B	・自院の被害状況を報告する(EMIS入力、電話、無線通信、FAXによる)。 ・区からの傷病者の受入要請に対して可否を回答する。	・緊急医療救護所の設置運営について調整する。	・傷病者を受け入れる病院の確保を要請する。 ・災害医療チーム(都医療救護班等)の派遣を要請する。	
C				
D				

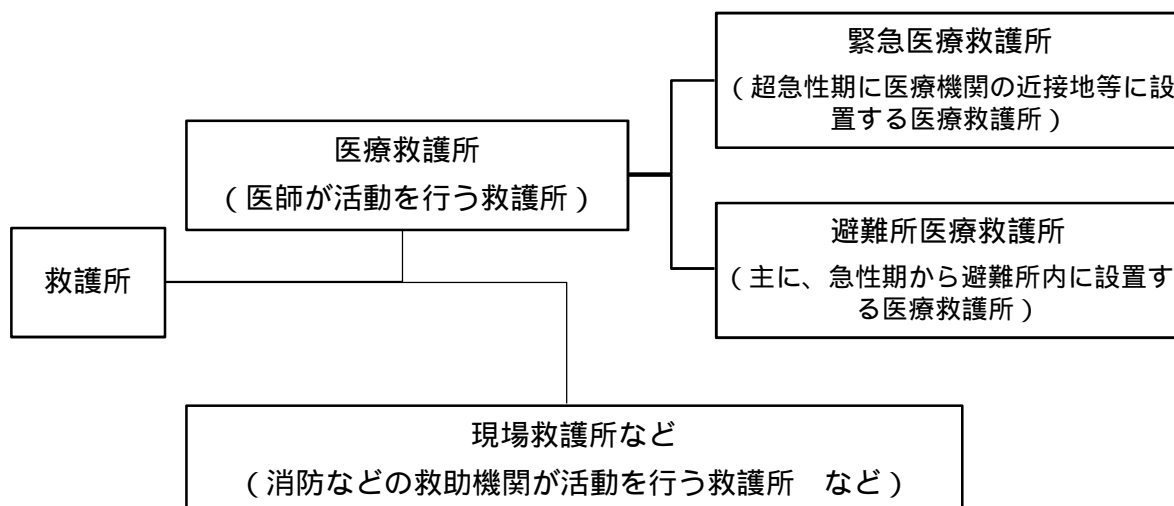
第6節 医療救護所の概要

救護所には、医師が医療救護活動を行う医療救護所や東京消防庁などの救助機関が活動を行う現場救護所がある。区は、墨田区総合防災計画に基づいて医療救護所を設置・運営する。

1 医療救護所の種類

医療救護所は主に緊急医療救護所(超急性期まで)と避難所医療救護所(急性期以降)に分類される。

図表 23【主な救護所の種類】



図表 24【緊急医療救護所と避難所医療救護所の比較】

	医療救護所	
種別	緊急医療救護所	避難所医療救護所
内容	区が、発災後速やかに災害拠点病院などの近接地等に設置するトリアージポスト及び軽症処置エリア	区が、おおむね急性期以降に、避難所に設置する医療救護所
目的	病院前トリアージの実施により、中等症者等に対する二次救急病院の診療機能を確保 重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供	避難所における医療機能の提供
場所	災害拠点病院等の近接地等	500人以上の避難所、二次避難所（福祉避難所）
機能	【おおむね超急性期まで】 ・ トリアージ ・ 軽症者に対する治療	【おおむね急性期以降】 ・ 傷病者に対する治療 ・ 避難者に対する健康相談、巡回診療等
期間	原則として超急性期まで開設 （近接病院等の状況から閉鎖を判断）	原則として、急性期から慢性期まで開設 （地域の医療機能、避難所の状況から閉鎖を判断）

2 設置時期

医療救護所の設置時期は次のとおり。

図表 25【医療救護所の設営時期】

	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5
	発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
想定される医療ニーズ	外傷治療・救急救命		慢性疾患治療・被災者の健康管理			
緊急医療救護所	速やかに設置	トリアージ・応急措置				
避難所医療救護所			慢性疾患治療・被災者の健康管理（巡回診療を含む）			

第7節 医薬品・医療資器材

1 災害薬事センター

災害薬事センターは、区市町村が災害発生後速やかに設置する薬事に関する拠点で、区は、墨田区薬剤師会と連携して、以下の場所に設置する。

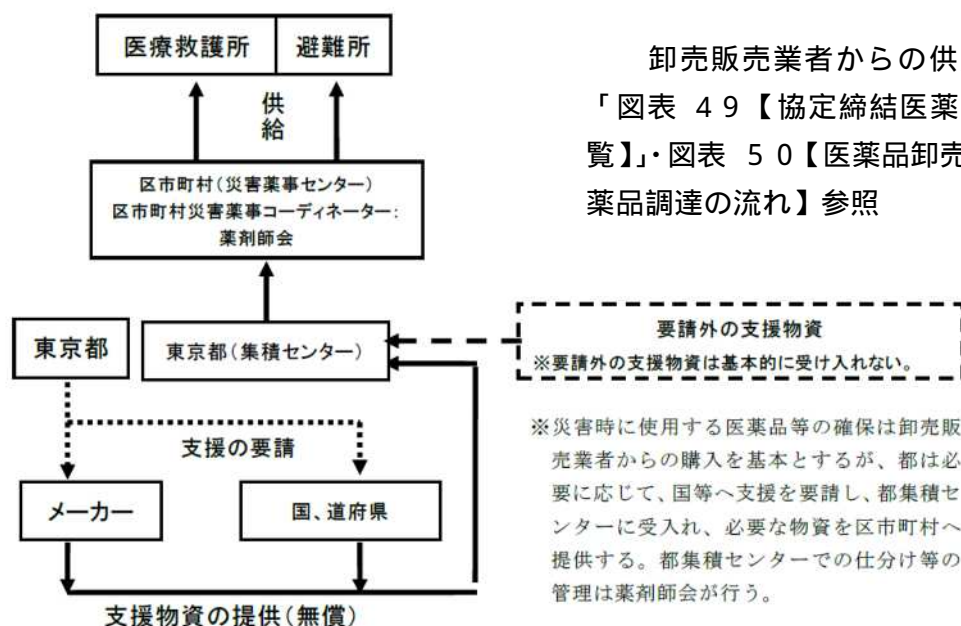
災害薬事センターは、医療救護所、避難所への医薬品等の供給拠点であるとともに、医療チームに医薬品に関する情報や薬剤師の活動状況等の情報を提供する情報拠点としての役割も担う。災害薬事センターについての詳細は、東京都福祉保健局が策定している「災害時薬剤師班活動ガイドライン」に規定されている。

【災害薬事センター設置場所】

施設名	所在地
すみだ保健子育て総合センター 4階	墨田区横川5-7-4

図表 26【医薬品供給の流れ（墨田区地域防災計画 本冊 P186）】

【医薬品供給の流れ】



2 調剤と服薬指導

医療救護所又は軽傷処置エリアにおいて従事する地区薬剤師班は、医療救護所の医師が発行した「災害用処方箋」（頁 88 資料 17）により、調剤を行う。なお、医療機関が発行した通常の保険処方箋は、原則として地区薬剤師班でなく薬局が対応する。

また、調剤済みとなった「災害用処方箋」には、調剤日及び薬剤師名、所属薬剤師会を記入し、調剤日別に保管する。処方薬の交付には災害用薬袋（頁 89 資料 18）を使用し、患者や代理人への十分な服薬指導を行う。

第2章 災害時の初動（超急性期：72時間まで）医療救護体制

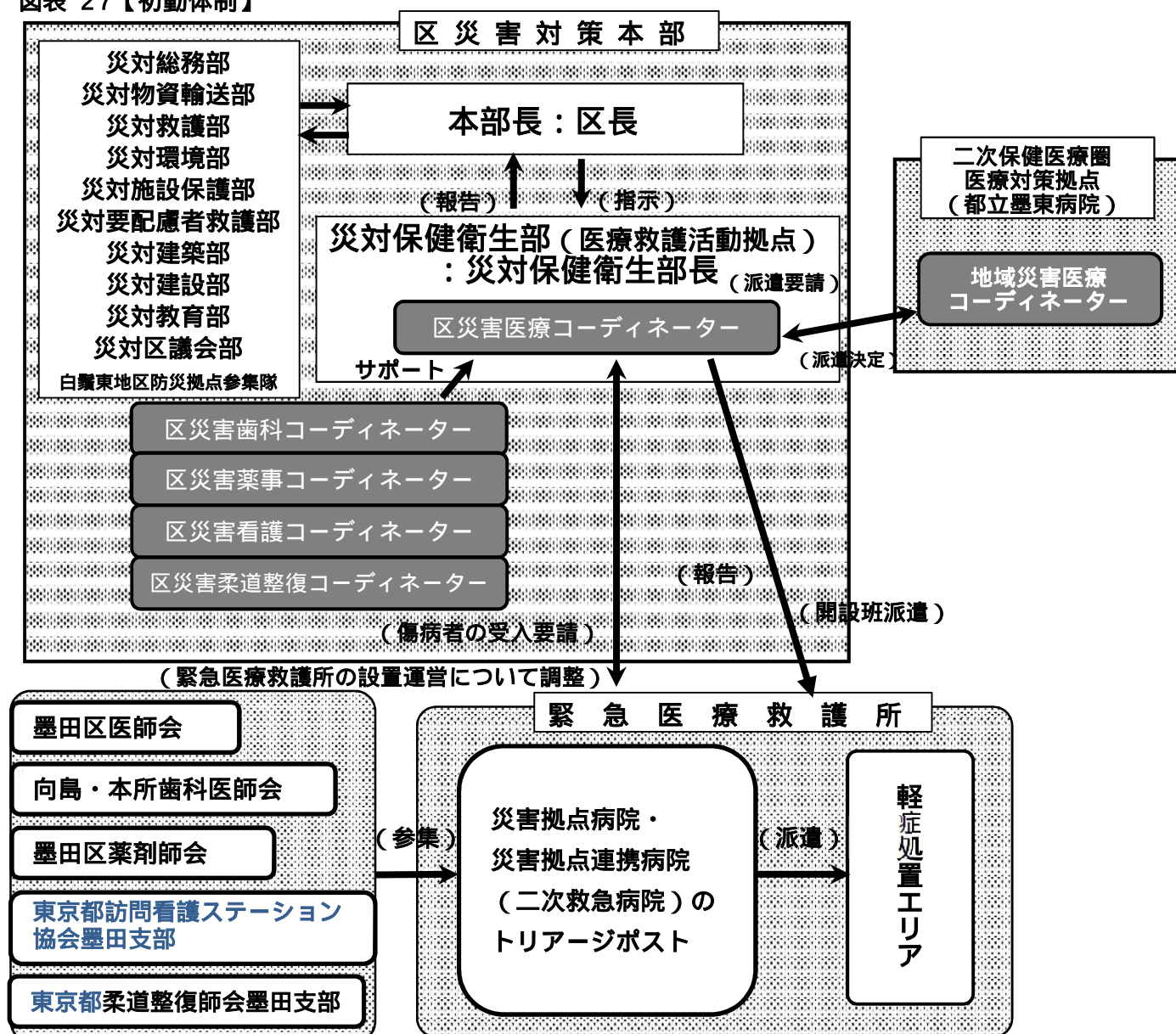
第1節 災害時における初動医療体制

災害時における医療救護活動は、区民の生命と身体を守るための最重要事項である。

区は、災害医療関係機関及び区内の各種病院等と密接な連携をとりながら、被災者の救護に万全を期すため、初動医療体制を確立するとともに、情報の収集伝達等を実施する。

災害時における初動医療体制の流れは、次のとおりである。災害医療関係機関の会員は、事前の割り当てに従い、災害拠点病院等（墨田区では7か所の二次救急病院）に参集する。参集後は病院長が参集した医師会員の中から指揮者を指名する。参集した医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、訪問看護師は、指揮者の指示に従って、病院に近接するトリアージポスト、もしくは軽症処置エリアに移動して医療救護活動に従事する。

図表 27【初動体制】



第2節 災害発生時の参集体制

1 災対保健衛生部職員の参集体制

区内に震度5強以上の地震が発生した場合には、墨田区職員災害対策マニュアルで規定されているとおり、災対保健衛生部職員は以下のような配備体制をとる。その他の災害が発生した場合は、災対保健衛生部長の指示により配備態勢をとる。

災対保健衛生部の臨時非常配備職員は、夜間・休日に震度5強以上の地震が発生した場合、緊急医療救護所開設班として区内7か所の二次救急病院に各4名が自動参集することとしている。それ以外の職員は、災害対策本部準備隊として、本部となる区役所に参集することとしている。

図表28【区職員の参集体制】

状況	勤務時間中の配備体制	夜間・休日の配備体制
区内に震度5強以上の地震発生	第3非常配備（1）	臨時非常配備（2） （第3非常配備に移行）

1 第3非常配備：全職員が参集

2 臨時非常配備：一般職員（墨田区及び隣接区（中央区、台東区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区）に居住する者）、管理職員（墨田区及び隣接区並びに北区、豊島区、文京区、新宿区、千代田区、港区に居住する者）が参集

図表29【各緊急医療救護所開設班の体制】

緊急医療救護所開設班	4名	事務長（軽症処置エリア通信含む）
		記録係
		通信係（トリアージポスト）
		事務管理係

緊急医療救護所開設班は、トリアージポスト及び軽症処置エリアの開設後、保健医療活動チームとともに医療救護活動を開始する。

2 コーディネーターの参集体制

墨田区災害医療コーディネーター、墨田区災害歯科コーディネーター、墨田区災害薬事コーディネーター、墨田区災害看護コーディネーター、墨田区災害柔整コーディネーターについては、原則として震度6弱以上の地震が発生した場合、及び大規模災害発生時において区長の要請を受けて、墨田区災対保健衛生部（墨田区保健所（墨田区横川5-7-4））に参集する。

3 災害医療関係機関の参集体制

災害医療関係機関の会員については、震度6弱以上の地震が発生した場合、予め割り当てられている二次救急病院へ自動参集となる。

<緊急医療救護所従事者名簿（参集名簿）の作成>

各会の割当について、隔年（奇数年（西暦））で保健計画課が集約し、保健計画課及び各二次救急病院で保管する。

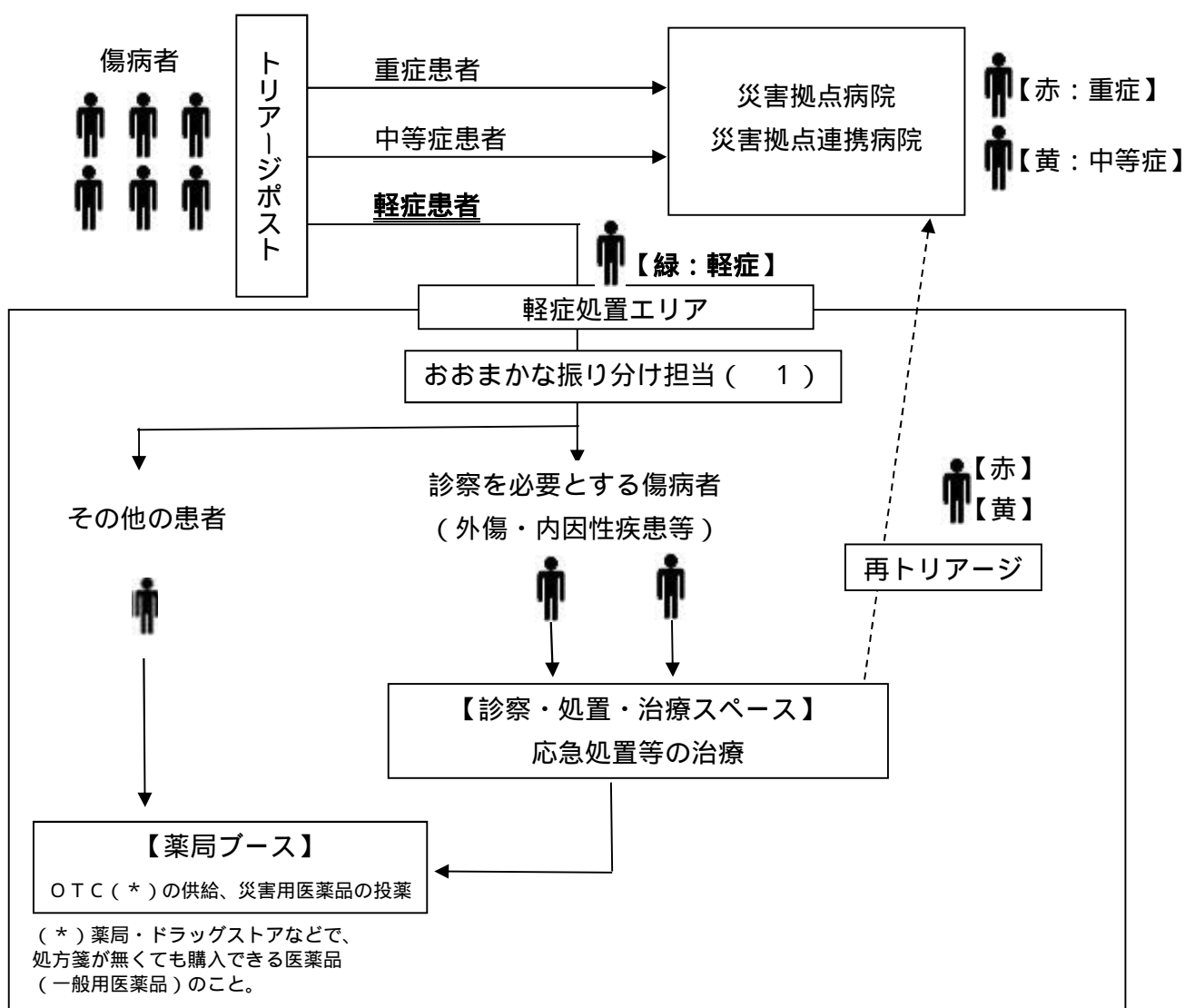
第3節 緊急医療救護所

大規模災害発生時には、災害拠点病院等に傷病者が殺到することが予想されるが、発災直後から超急性期（6～72時間）においては、重症者等の治療・収容を優先する必要がある。そのため、病院機能を確保することを目的として、区が病院敷地内または門前に「トリアージポスト」を設置し、優先して治療をする必要がある重症者等の患者を治療・収容する。

一方、比較的傷病の緊急度や重症度が軽い、多数の軽症者の手当を行うため、区は災害拠点病院等の近接地等に「軽症処置エリア」を設置し、保健医療活動チームとともに軽症者の治療を行う。

緊急医療救護所は、基本的に発災から72時間まで設置するものとし、以降は避難所に設置される避難所医療救護所へ役割を引き継ぐ。

図表 30【医療救護活動の流れ・全体イメージ】



1：大まかな振り分け担当で、OTCのみを必要とするなどのケース等を振り分けることで、診察医の負担軽減を図る。担当の職種は問わない。

1 緊急医療救護所の定義

緊急医療救護所は、発災直後から超急性期において区が設置するもので、傷病者のトリアージを行う「トリアージポスト」と軽症者の処置を行う「軽症処置エリア」の2つのエリアで構成される。

(1) トリアージポスト

災害拠点病院等の敷地内もしくは病院前に設置する。患者を傷病の緊急度や重症度に応じて分類し、優先して治療をする必要がある重症者等の患者を病院内に搬送する。

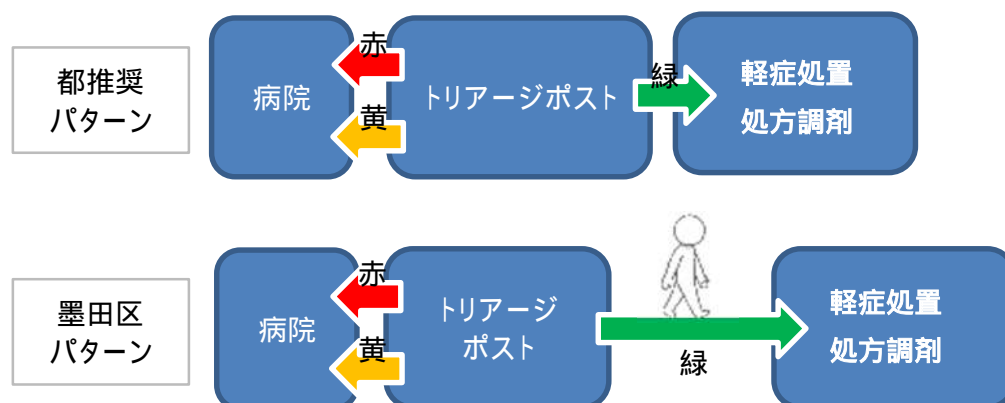
(2) 軽症処置エリア

区が災害拠点病院等の敷地内もしくは近接地等に設置し、軽症者の応急処置や医薬品の供給を行う。

2 緊急医療救護所の開設場所

緊急医療救護所は、区内7か所の二次救急病院に開設する。本来、トリアージポストと軽症処置エリアについては、病院の敷地内か門前に開設することが望ましいが、墨田区内の多くの二次救急病院においては、病院敷地のスペースの関係上、敷地内及び門前の設置は困難である。そのため、トリアージポストは、原則として、病院の敷地内もしくは門前に開設するが、軽症処置エリアについては、敷地内の開設が困難な場合は近接地の公共施設等に開設する。

図表 31【墨田区の緊急医療救護所の特徴】



図表 32【緊急医療救護所の設置場所一覧（地図）】

番号	トリアージポスト 開設予定病院	軽症処置エリア 開設予定施設
1	東京曳舟病院	東武線高架下
2	同愛記念病院	病院敷地内駐車場
3	墨田中央病院	ダイケアすみ花（墨田中央病院外来棟）
4	東京都済生会向島病院	都立日本橋高校
5	中村病院	
6	賛育会病院	柳島小学校
7	山田記念病院	外手小学校

1 2 は、「拠点となる緊急医療救護所」となるため、発災時は優先的に開設予定



図表 33【災害拠点病院・災害拠点連携病院・災害医療支援病院】

	所在	電話番号	備考
1 災害拠点病院			
東京曳舟病院（二次救急病院）	東向島 2-27-1	5655-1120	
同愛記念病院（二次救急病院）	横網 2-1-11	3625-6381	
2 災害拠点連携病院			
墨田中央病院（二次救急病院）	京島 3-67-1	3617-1414	
東京都済生会向島病院（二次救急病院）	八広 1-5-10	3610-3651	
中村病院（二次救急病院）	八広 2-1-1	3612-7131	
賛育会病院（二次救急病院）	太平 3-20-2	3622-9191	
山田記念病院（二次救急病院）	石原 2-20-1	3624-1151	
3 災害医療支援病院：トリアージポストを設置する予定のない病院 「1～2の病院以外は全て」災害医療支援病院に区分される。			
中林病院	東向島 3-29-9	3614-4641	
梶原病院	墨田 3-31-12	3614-2255	
東京都リハビリテーション病院	堤通 2-14-1	3616-8600	
湘南メディカル記念病院	両国 2-21-1	3634-6111	

図表 34【各軽症処置エリアの概要】

軽症処置エリア	所在地		備考（利用可能場所等）	トリアージポスト
	緯度（ ）	経度		
東武線高架下	東向島 2 - 2 7			東京曳舟病院
	35,71,8	139,81,6		
同愛記念病院	横網 2 - 1 - 1 1		駐車場	同愛記念病院
墨田中央病院	京島 3 - 6 7 - 1		デイケアすみ花	墨田中央病院
都立日本橋高校	八広 1 - 2 8 - 2 1		1 階会議室	中村病院 ・ 済生会 向島病院
	35,71,98	139,824		
柳島小学校	横川 5 - 2 - 3 0		応接室、相談室等	賛育会 病院
	35,42,13	139,49,3		
外手小学校	本所 2 - 1 - 1 6		保健室等	山田記念病院
	35,42,9	139,48,2		

緯度・経度については、EMIS（頁 5 5、資料 6 参照）を活用する際、必要な情報になる。

3 緊急医療救護所開設の発令

（１）勤務時間中の発令

墨田区職員災害対策マニュアルに基づき、災対保健衛生部（医療救護活動拠点）が編成される。災対保健衛生部長は墨田区災害医療コーディネーターと協議のうえ、トリアージポスト及び軽症処置エリアの開設が必要と判断される場合は、緊急医療救護所開設班の職員に対して開設準備を命じ、災害時の医療救護活動を開始する。

ただし、震度 6 弱以上の地震が発生した場合は、トリアージポストはすべて開設するものとし、災対保健衛生部長は開設班の職員を派遣する。

（２）夜間・休日の発令

平日夜間や休日に、区内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、災対保健衛生部の編成に遅れが生じる事態に備え、トリアージポスト開設命令は自動発令されることとし、緊急医療救護所開設班は、予め指定されている二次救急病院に参集し、トリアージポストを開設する。軽症処置エリアの開設は（３）のとおりとする。

（３）拠点となる緊急医療救護所

平日夜間や休日に、区内で震度 6 弱以上の地震発生が発生した場合の軽症処置エリアについては、7 か所全て同じタイミングでの開設は困難であることから、予め拠点となる緊急医療救護所を指定する。拠点となる緊急医療救護所は、軽症処置エリアについても自動発令とする。なお、拠点となる緊急医療救護所は、北部は東京曳舟病院、南部は同愛記念病院とする。

拠点を除く 5 か所の軽症処置エリアについては、災対保健衛生部長の発令による。

図表 35【トリアージポスト及び拠点となる緊急医療救護所開設の発令体制】

区内における震度	勤務時間中の地震発生	夜間・休日の地震発生
震度 5 強以下	災対保健衛生部長による発令があった場合	災対保健衛生部の編成後、災対保健衛生部長の発令があった場合
震度 6 弱以上	災対保健衛生部長による発令	自動発令

図表 36【拠点となる緊急医療救護所】

地区	トリアージポスト	軽症処置エリア
北部	東京曳舟病院	東武線高架下
南部	同愛記念病院	同愛記念病院駐車場

第 4 節 緊急医療救護所の開設

1 トリアージポストの開設手順

病院前でのトリアージは、各病院が作成する BCP（事業継続計画）や病院長の判断に基づき、トリアージポスト設置前に開始することがある。その際には、区が用意したトリアージポスト設置用資材を活用してトリアージスペースを確保し、病院スタッフによる一次トリアージを開始する。その後、以下の手順でトリアージポストが開設される際には、保健医療活動チーム及び区職員に引継ぎ、病院スタッフは院内活動に従事する。

（１）情報収集

災対保健衛生部において、トリアージポスト設置予定病院の被災状況や災害医療関係機関の会員及び区職員の参集状況等について、情報を収集する。

（２）開設命令

区災害医療コーディネーターと協議のうえ、災対保健衛生部長は参集した職員で構成する緊急医療救護所開設班に対し、開設準備を命ずる。

（３）保健医療活動チーム等の編成及び派遣

災対保健衛生部長は自動参集の場合を除き、災害医療関係機関に対して、保健医療活動チームの編成及び二次救急病院への派遣を要請する。

（４）トリアージポストの設営

緊急医療救護所開設班は、トリアージタッグ等の必要な医療資器材について、各病院の保管場所（図表 38）からトリアージポスト設置予定場所まで運び、トリアージスペースを確保する。

（５）緊急医療救護所指揮者の指定

緊急医療救護所指揮者は、二次救急病院に参集した墨田区医師会の医師の中から、二次救急病院院長等が指定する。指定は、災対保健衛生部長及び墨田区災害医療コーディネーターの意見を聴いて行う。

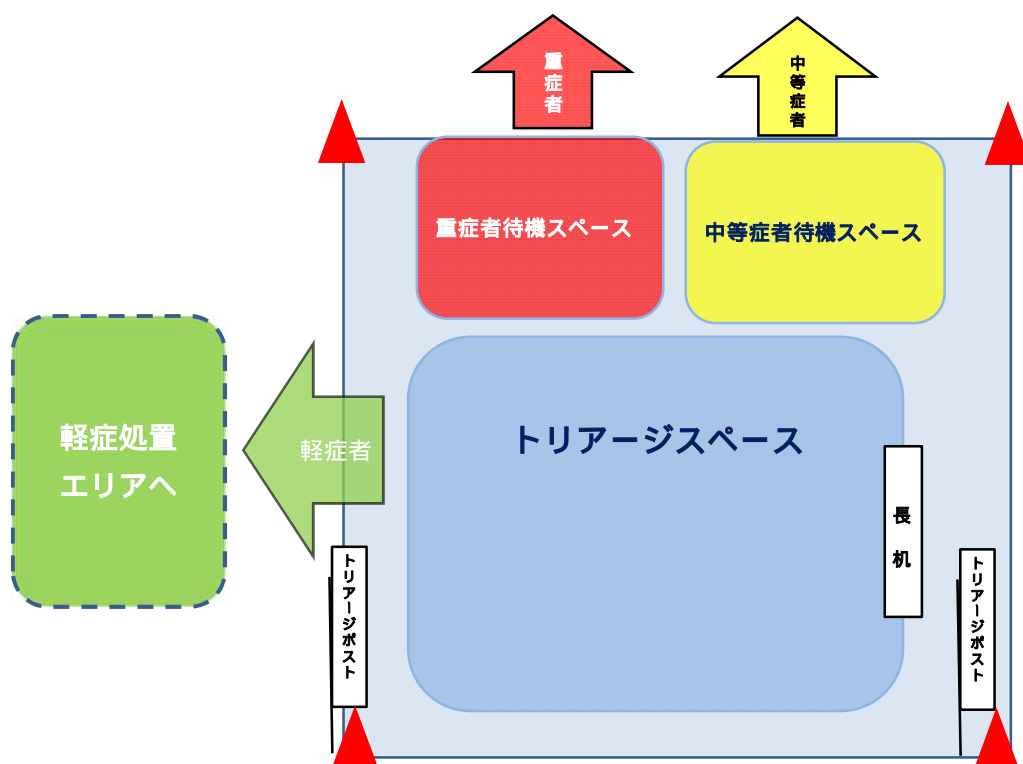
(6) トリアージポスト統括と軽症処置エリア従事者の振り分け

緊急医療救護所指揮者は、保健医療活動チームの医師から 1 名 トリアージポスト統括を指名する。

(7) 傷病者の受入開始（看板の掲示）

災対保健衛生部長からの指示を受け、指揮者は傷病者受入れを開始する。緊急医療救護所開設班は、トリアージポストの看板等を入口に掲示する。

図表 37 【トリアージポストの標準的なレイアウト】



図表 38 【各医療機関の資器材保管場所】

病院名	保管場所	保管場所
東京曳舟病院	東武高架下防災倉庫	
同愛記念病院	管理棟 1 階	
墨田中央病院	外来棟 3 階	第四吾嬬小学校防災倉庫
済生会向島病院	地下防災倉庫	
中村病院	1 階倉庫	
賛育会病院	外来棟西館 3 階会議室	
山田記念病院	病院敷地内防災倉庫	

2 軽症処置エリアの開設手順

(1) 情報収集

トリアージポストにおける傷病者の受入状況や保健医療活動チーム及び区職員の参集状況について、情報を収集する。

(2) 開設命令

区災害医療コーディネーターと協議のうえ、災対保健衛生部長が、トリアージポストに参集している緊急医療救護所開設班に対し、開設準備を命ずる。

(3) 軽症処置エリアへの物資搬送

緊急医療救護所開設班は、必要な医療資器材を保管場所から軽症処置エリア設置場所まで搬送する。災対保健衛生部長は、災害薬事センターから災害用医薬品の搬送を災対物資輸送部に要請する。

(4) 保健医療活動チームの派遣要請

緊急医療救護所指揮者は、二次救急病院に参集している保健医療活動チームの軽症処置エリアへの派遣を要請する。

(5) トリアージポスト統括と軽症処置エリア従事者の振り分け

緊急医療救護所指揮者は、保健医療活動チームの医師から1名トリアージポスト統括を指名するとともに、参集している災害医療関係機関の会員のうち、軽症処置エリアに従事する者を振り分ける。

(6) 軽症処置エリアの設営（必要備品の配置）

長机、椅子、ホワイトボード、医療資機材等を配置するとともに、電気や水道等のライフラインの使用可能状況を確認する。

＜必要備品等＞

長机、椅子、ホワイトボード、担架、医薬品、医療資器材、事務用品等

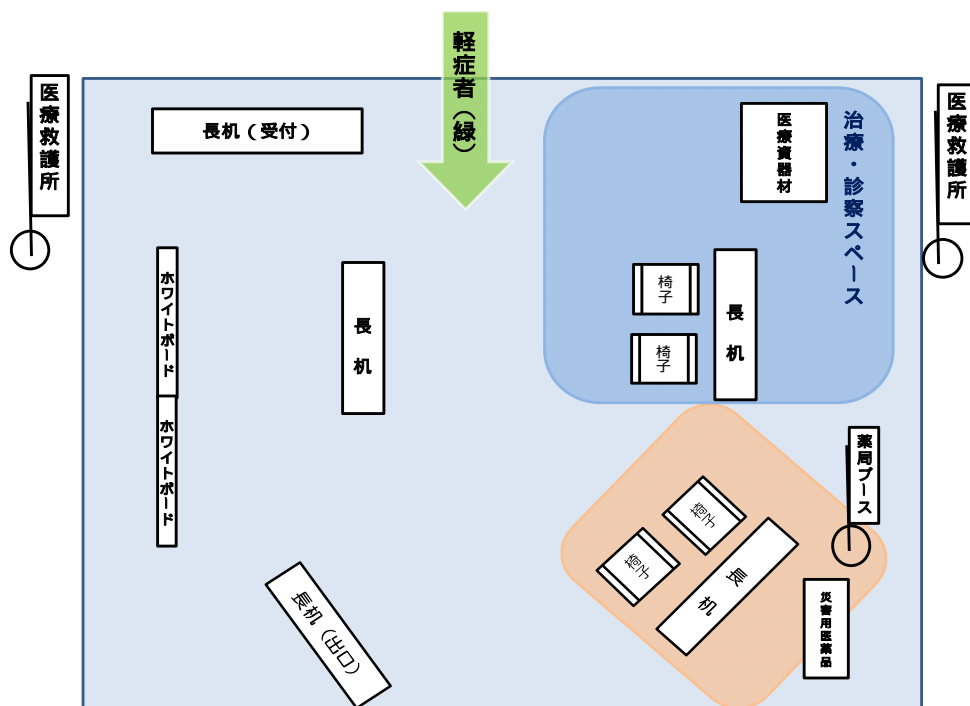
(7) 役割分担及び情報共有

緊急医療救護所指揮者は、軽症処置エリアに移動したのち、図表40（頁33）に定める各自の分担業務を割り当てる。また、医薬品、医療資器材等の状況、運営方法等について全員で情報を共有する。

(8) 傷病者の受入開始（のぼり旗等の掲示）

災対保健衛生部長からの指示を受け、指揮者は軽症者の受入れを開始する。

図表 39【軽症処置エリアの標準的なレイアウト】



第5節 二次救急病院と医療従事者の動き

1 二次救急病院

(1) 病院災害対策本部の設置

病院の管理者は、各病院のBCP等に基づき、速やかに病院災害対策本部を設置する。

本部の設置場所には、緊急連絡先一覧、周辺地図、病院のBCP、墨田区地域防災計画、都の災害時医療救護活動ガイドライン、本マニュアル等を用意しておく。

(2) 被害状況のとりまとめ

患者等の安全確認

医療機関は、情報収集部門（又は担当者）を設置し、入院患者や手術中の患者の安否について確認する。

施設等の安全性の確認

建物、自家発電装置、給排水設備、放射線関連設備等の被害状況を把握し、安全性を確認する。また、手術室や検査室等の被害状況や使用の可否を確認するとともに、X線検査機器等の医療機器、医薬品、医療資器材等の状況を確認する。

ライフラインの維持

医療機能を維持するために必要な電気、水、燃料、通信手段等の被害状況を把握し、ライフラインの供給停止あるいは著しい供給低下がある場合には、非常用自家発電装置、備蓄用燃料、食糧等を活用し、当面の対応を行いながら、区に支援要請する。

なお、区への要請に際しては、IP無線機による通信のほか、資料6（頁57）、8（頁60）、9（頁62）に必要事項を記入の上、IP無線機の写真・チャット機能やFAXを用いて送信することも可能とする。

(3) 周辺地域の被害状況の確認

周辺地域の人的被害状況(負傷者の滞留状況など)、物的被害状況(周囲の火災の状況や延焼の危険性など)、周辺道路の通行の可否などを把握する。

(4) 医療機能の把握

空床状況(空床数、仮設ベッド数)や医療機能を把握し、E M I Sに入力する。E M I Sに入力ができないときは、電話、IP 無線機、もしくはF A X等により災対保健衛生部に報告する。

(5) 傷病者の受入れ可否の報告

医療機関の管理者は、病院災害対策本部で収集した被害状況を踏まえて、外部からの傷病者受入れの要否を、E M I S、電話、I P無線機もしくはF A X等により対保健衛生部に報告する。

(6) トリアージポスト開設の協力

災対保健衛生部からトリアージポスト開設の指示があった場合、可能な限り、緊急医療救護所開設班(区職員)の行う開設作業に協力する。

(7) 緊急医療救護所指揮者の指定

二次救急病院院長等は、トリアージポスト開設命令があった場合、参集した墨田区医師会医師の中から、緊急医療救護所の指揮者を指定する。指定は災対保健衛生部長及び墨田区災害医療コーディネーターの意見を聴いて行うこととする。

(8) 傷病者の受入及び医療救護活動

トリアージ後、受入れ可能な傷病者については、トリアージポストから病院内に搬送する。院内搬送後、自院で対応が困難となった場合には、災対保健衛生部に受入可能な病院と傷病者の搬送の調整を要請する。

なお、要請に際しては、IP 無線機による通信のほか、資料4(頁53)に必要事項を記入の上、I P無線機の写真・チャット機能やF A Xを用いて送信することも可能とする。

2 災害医療関係機関

(1) 二次救急病院への参集

災対保健衛生部から派遣の要請があった場合は、各会の緊急連絡網などにより、会員へ指示伝達を行い、予め割り振られている二次救急病院へ派遣する。(震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動参集)診療所や薬局を閉める際は、必要に応じて、トリアージポスト設置予定病院の案内(頁50資料1)を入口付近に掲示しておく。

(2) 受付(病院長への参集報告)

参集した医療従事者は、病院災害災対本部(開設後であればトリアージポスト)に区職員または病院職員が設ける受付において、墨田区災害医療救護者証(頁96資料21)を提示(携帯していなければ口頭で所属、職名、氏名等を報告)し、医療従事者用ベスト等を受け取る。

各師会であらかじめベストやビブスを配布されている場合はそちらを着用する。

(3) 従事場所への派遣

参集先の病院長又は緊急医療救護所指揮者の指示に従い、トリアージポスト又は軽症処置エリアに移動する。

(4) 医療救護活動の開始

緊急医療救護所指揮者の指示に従い、役割を確認のうえ、医療救護活動を開始する。

墨田区医師会

緊急医療救護所の統括やトリアージ、軽症者に対する治療や医薬品の処方のほか、搬送待機中の重症者及び中等症者の管理等を行う。

向島・本所歯科医師会

主にトリアージポストにおいて、傷病者のトリアージを行う。また、歯科医療を要する傷病者がいるときは、応急処置を行う。

墨田区薬剤師会

主に軽症処置エリア内の薬局ブースにおける調剤・服薬指導や OTC 医薬品の供給を行うほか、災害用医薬品の集積場所において、医薬品の仕分け・管理などを行う。また、必要に応じてトリアージに協力する。

東京都柔道整復師会墨田支部

主に軽症処置エリアで軽症者への応急処置を行い、必要に応じてトリアージに協力する。

東京都訪問看護ステーション協会墨田支部

トリアージポスト及び軽症処置エリアにおいて、療養上の世話及び診療の補助を行う。

図表 40【緊急医療救護所における医療救護活動】

緊急医療救護所の業務	担当	備考
全体統括（緊急医療救護所指揮者）	医師	処方箋医薬品の処方も含む。
トリアージ	医師、歯科医師、薬剤師、 柔道整復師、看護師等	
軽症者に対する治療	医師、歯科医師、柔道整 復師、看護師	応急措置を行う。
（必要に応じて）中等症者・重傷者 に対する搬送までの応急措置	医師、看護師	
医薬品の管理（服薬指導・調剤・OTC の供給）	薬剤師	
運営事務、中等症者・重症者の（病院への）搬送 調整	緊急医療救護所開設班 等	災対保健衛生部へ応援要請

第6節 緊急医療救護所の運営

1 トリアージポストの運営

(1) トリアージ班

トリアージを実施し、必要事項（住所・電話はその場での記載は不要）を記載したうえで、トリアージタグを傷病者の身体等に取り付ける。タグの1枚目をはがして、案内誘導班に渡す。

(2) 案内誘導班

トリアージの結果、軽症者と判定された傷病者に対して、開設が完了している近隣の軽症処置エリアを案内する。重症、中等症と判定された傷病者については、隣接病院内での処置が可能であることを確認して、病院スタッフに引き継ぐ。タグの1枚目はトリアージポストの受付票として保管する。

(3) 通信班

病院災害対策本部や災対保健衛生部との傷病者受入れや搬送方法（隣接病院外に運ぶ場合）を調整するとともに、トリアージポストの運営状況について、適宜、災対保健衛生部や病院災対本部、緊急医療救護所指揮者に情報提供する。

図表 41【トリアージポスト組織図】



2 トリアージの概要

災害時は、傷病者を重症度と緊急度によって分別し、治療や搬送先の順位を決定するトリアージを実施する。トリアージの際は、トリアージタグに必要事項を記入し、重症度に応じて図表42の通り識別する。

図表 42【トリアージ概要図】

1 START 変法



2	生理学的・解剖学的評価法		
第1段階	生理学的評価	意識 JCS 桁以上 呼吸 30回/分or < 10回/分 呼吸音の左右差・異常呼吸 SpO2 < 90% 循環 脈拍 120回/分or < 50回/分 血压 < 90mmHg or 200mmHg ショック症状・低体温 35	
第2段階	解剖学的評価	開放性頭蓋骨陥没骨折 外頸静脈の著しい怒張 頸部又は胸部の皮下気腫 胸郭の動揺、フレイルチェスト 開放性気胸 腹部膨隆、腹壁緊張 骨盤骨折（動揺、圧痛、下肢長差） 四肢の切断 四肢の麻痺 頭部・体幹部の穿通性外傷 デグロービング損傷 15%以上の熱傷、顔面・気道熱傷	
第3段階	受傷機転	体幹部の挟圧 1肢以上の挟圧（4時間以上） 爆発 高所墜落 異常温度環境 有毒ガス NBC汚染	小児 高齢者 妊婦 基礎疾患（心・呼吸器疾患、糖尿病、肝硬変、透析、出血素因） 旅行者
第4段階	災害時要配慮者		

図表 43【区が用意するトリアージタグにあらかじめ記載する内容】

No	トリアージ実施場所	トリアージ実施機関
H 001 ~	東京曳舟病院	向島・本所歯科医師会 その他（ ）
D 001 ~	同愛記念病院	
C 001 ~	墨田中央病院	
M 001 ~	東京都済生会向島病院	
N 001 ~	中村病院	
S 001 ~	賛育会病院	
Y 001 ~	山田記念病院	

3 軽症処置エリアの運営

(1) 来所者の受付

トリアージタグの個人情報が記載されているかを確認したうえで、トリアージタグの2枚目をはがし、記録班に手渡す。氏名、年齢、性別、住所の個人情報が記載されていなければ、自分で記入してもらう。

(2) 受付誘導班（来所者の誘導）

トリアージポストでトリアージを受けて、緑色のタグが取り付けられた軽症者については、軽症処置班へ誘導する。また、トリアージポストでトリアージを受けていない方が来所した場合は、指揮者の判断の下、トリアージを行い、傷病の度合いに応じて対応を判断する。

(3) 軽症処置班

応急処置を施し、処置の箇所や方法等、内容をトリアージタグの裏面「特記事項」に記載し、医薬品の処方が必要であれば、災害用処方箋を記入の上、調剤・服薬指導班に引き継ぐ。

(4) 調剤・服薬指導班

軽症処置エリア内に設置する薬局ブースにおいて、災害用処方箋に基づいた調剤・服薬指導や医薬品等の管理等を行い、トリアージタグ裏面の特記事項に対応を記載する。

(5) 受付誘導班（トリアージタグの回収）

医療救護所の動線に沿って、分かり易い場所に出口を設置し、処置が済んだ来所者からタグを回収する。回収したタグを記録班に受け渡す。

(6) 記録班

来所者の情報管理を担当する記録班は、受付と出口で受け取った来所者情報について、ライティングシート等に記録する。

医療救護所の動きを時系列で記録する記録班（区職員）は、災対保健衛生部やトリアージポスト、災害拠点病院等とのやり取り等について、事務長と協力のうえ、記録する（クロノロジー）。

(7) 事務管理班

医薬品や医療資器材に不足がある場合は、品目や数量について、軽症処置班や調剤・服薬指導班等と調整のうえ、事務長に報告する。

(8) 事務長（通信）

医療従事者や医薬品・医療資器材について、医療救護所間の調達や傷病者の搬送等が必要な場合は、災対保健衛生部に要請のうえ、運営体制を確保する。また、来所者や医療救護所の状況について、適時、災対保健衛生部に報告する。

< 来所者が急変したら... >

指揮者の指示の下、事務長（通信）は、当該緊急医療救護所設置病院本部に受け入れを要請する。受け入れ困難な場合は、災対保健衛生部に搬送先の調整を要請する。が可能だった場合も、状況は必ず災対保健衛生部に報告する。

搬送時は、急変者のトリアージタグに受付ではがしたシートをつけて、指定された方法で搬送する。

図表 44【軽症処置エリアの組織図】



() は、全体の運営に支障がない範囲で、指揮者が指定することとする。

図表 45【時系列記録と来所者情報の記録方法】

1 時系列記録(クロノロジー)

時間	発信	受信	内容	備考
15:25	〇〇Qゴ所	区本部	指揮者到着	歯科医師 2名増員
15:35	区本部	□□Qゴ所	救護所開設指示	
15:40	〇〇Qゴ所	区本部	救護所の体制報告(区職員3人、医師2人、薬剤師1人)	
15:45	□□Qゴ所	区本部	トリアージ後の軽症者3人の治療	
15:45	〇〇Qゴ所		トリアージ要員の増員要請	

2 来所者情報

No.	氏名	年齢	性別	診断名	処置	処方	転帰	転帰時間
1	スミダ タロウ	20	M	左前腕骨折	✓		帰宅	15:50
2	スミダ ハナ	17	F	歯牙脱臼	✓		帰宅	16:00
3	ヤヒロ ジロウ	60	M	感冒		✓	帰宅	15:55
4	ムコウジマ サブロウ	42	M	頭部打撲			〇〇病院搬送	16:05

4 緊急医療救護所における医療救護活動の終了

緊急医療救護所での医療救護活動は原則として超急性期までとし、災対保健衛生部長は災害医療コーディネーターからの助言を得ながら閉鎖を判断する。

閉鎖が決定した場合、保健医療活動チームは一旦医療救護活動等を完了させ、改めて（急性期以降の避難所医療救護所等におけるニーズがあるため）災対保健衛生部の派遣要請を待つ（頁16「避難所医療救護所」を参照）。

5 医薬品・医療資器材の備蓄と供給

医療救護所における医療救護活動等における医薬品の備蓄及び供給の活動は、墨田区薬剤師会、医薬品卸業者に委ねる。

（1）協定に基づく医薬品供給

区は、医療救護所や避難所などで使用する医薬品等について、発災後72時間（超急性期まで）で必要な量を目安として備蓄する。実際の備蓄に関しては、墨田区薬剤師会や医薬品卸業者との間で協定を締結しており、災害時スムーズな医薬品の供給を行う。

（2）医薬品の備蓄と供給のながれ

墨田区薬剤師会との協定による備蓄は、医薬品のリスト（頁74資料15）のとおり。なお、緊急医療救護所において医薬品等が不足する場合の流れは次の通りである。

軽症処置エリアの地区薬剤師班等は医薬品の過不足状況を把握し、指揮者へ報告するとともに、不足分を通信担当職員に伝える。

通信担当職員は、災対保健衛生部に対して、無線等により医薬品供要請をする。

災対保健衛生部は、薬事コーディネーターと相談の上、要請をとりまとめ、墨田区災害薬事センターに対して医薬品等発注書（頁59資料7）を送付するとともに、災対物資輸送部に災害薬事センターから所定の緊急医療救護所までの輸送を要請する。

墨田区災害薬事センターは、医薬品等発注書を基に必要な医薬品の仕分けを行い、梱包する。

災対物資輸送部の職員は、墨田区災害薬事センターで梱包された医薬品を受け取り、速やかに所定の緊急医療救護所まで輸送する。

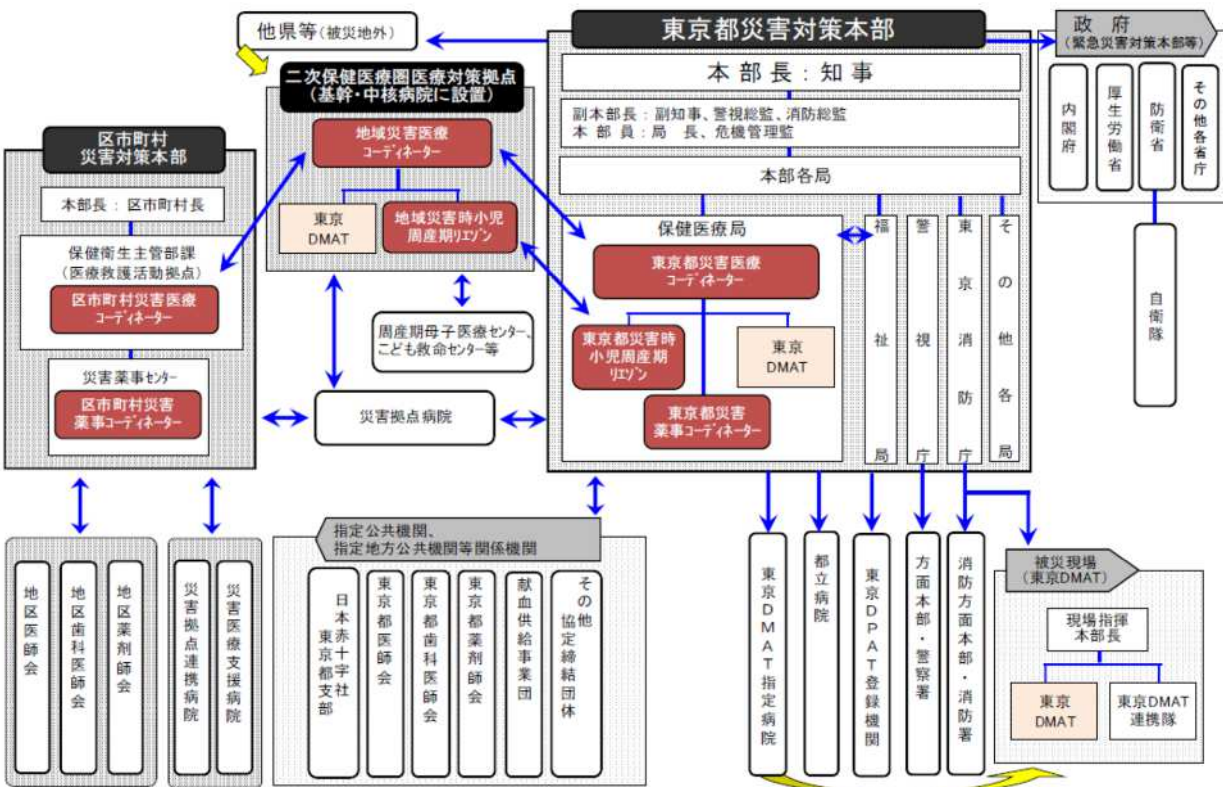
第7節 災害時小児周産期リエゾン

1 東京都災害時小児周産期リエゾン

都は、災害時に小児周産期医療に関する情報を集約一元化して、迅速かつ的確に医療救護活動を行うことができるよう、東京都災害時小児周産期リエゾン及び地域小児周産期リエゾンを指定している。

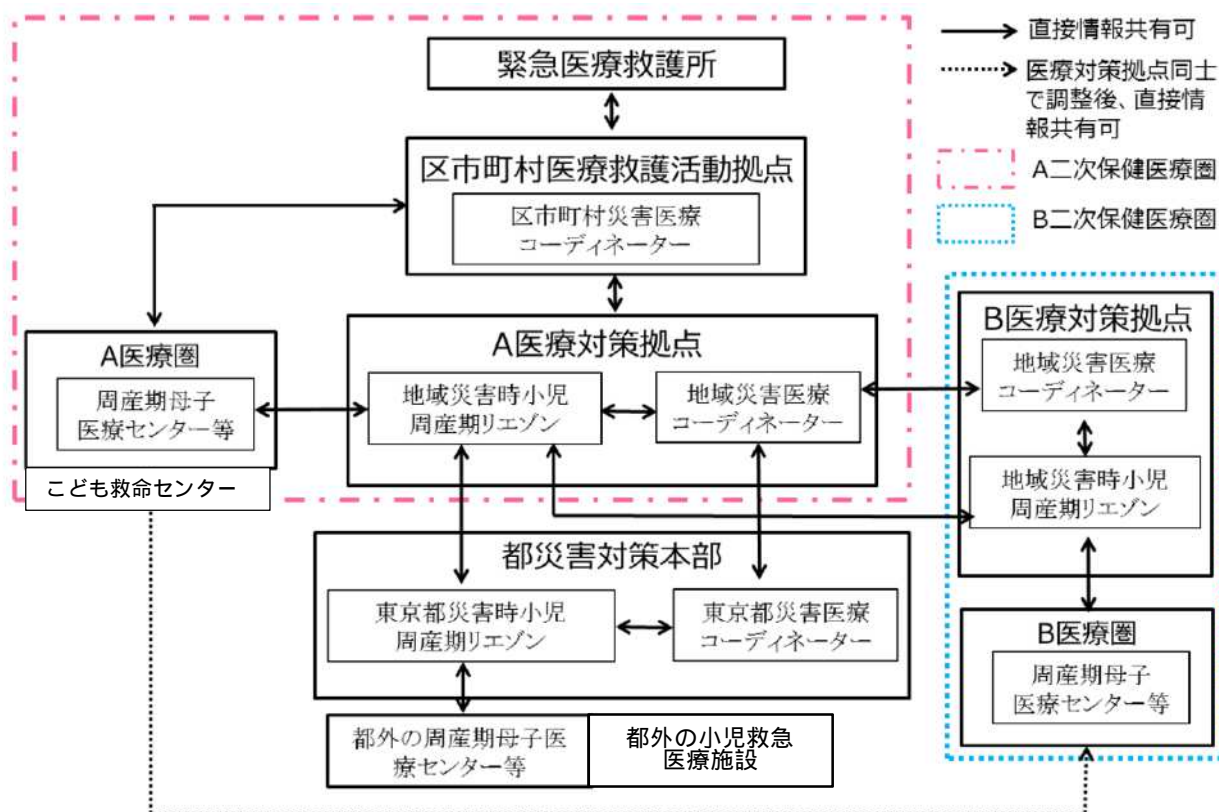
名 称	説 明
東京都 災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師（6名）
地域 災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師 区東部は都立墨東病院医師

図表 46 東京都小児周産期リエゾン配置図（都ガイドラインより）



2 情報連絡体制

図表 47 【災害時小児周産期医療連絡体制】



第 8 節 災害時透析医療活動

1 災害時透析医療ネットワークについて

公益社団法人日本透析医学会では、災害時における透析医療機関、透析患者の状況把握及び水・医薬品の確保に向けた情報収集のため、全国的な規模で日本透析医学会災害時情報ネットワークを運営している。また、東京都透析医学会災害対策委員会に直結する形で東京都区部災害時透析医療ネットワークと三多摩腎疾患治療医学会災害時ネットワークがあり、二次保健医療圏単位で 12 のブロックで構成されており、各ブロックにブロック長を配置している。また区市町村ごとに副ブロック長を配置し、都内透析医療機関との連絡体制を組織している。

災害時の透析医療活動については、「災害時における透析医療活動マニュアル(改訂版)」(令和 3 年 5 月改訂版東京都福祉保健局)により、情報連絡系統図及び活動マニュアル等が示されている。東京都区部災害時透析ネットワークの区東部ブロック長と副ブロック長及び墨田区内ネットワーク加入の医療機関は、頁 48 参考に掲載。

第3章 急性期（発災後72時間～1週間程度）以降の医療救護体制

第1節 避難所医療救護所での医療救護

発災後概ね72時間が経過し急性期に入る状況においては、避難所等に設置する避難所医療救護所での活動が中心となる段階へと移行していく。

災対保健衛生部長は墨田区災害医療コーディネーターと協議のうえ、避難所医療救護所の設置についての判断を行う。避難所医療救護所は、墨田区地域防災計画に基づき500人以上の避難所等に設置することとなるが、状況に応じて、緊急医療救護所の設置場所についても、引き続き医療救護所として医療救護活動を継続することも想定される。

また、急性期以降には、慢性疾患治療、被災者の健康管理や公衆衛生的ニーズが避難所等で高くなることが想定される。そのため、避難所医療救護所では主に、避難者に対する健康相談、診察、歯科診療、服薬指導等の医療救護活動を実施する。

図表 48【フェーズごとの医療提供施設の役割分担】

	発災直後 ～6時間	超急性期 ～72時間	急性期 ～1週間	亜急性期 ～1ヶ月	慢性期 ～3ヶ月	中長期 3ヶ月～
医療ニーズ	救急救命、外傷治療			慢性疾患、公衆衛生		
応援体制	地域内の自立的活動			外部からの応援		
医薬品 供給体制	備蓄の使用	限定的供給		卸売機能の復旧		
災害拠点病院	継続診療(重症者)			通常診療への移行		
災害拠点 連携病院等	継続診療(中等症)			通常診療への移行		
一般診療所 薬局	地域の医療救護活動			通常診療への移行		

1 避難所救護所での医療救護

（1）避難所医療救護所の設置等

500人以上の避難所等の中で、必要に応じて避難所医療救護所を設置する。

（2）保健活動班の巡回派遣と医療ニーズの把握

災対保健衛生部長は、第1・第2保健衛生隊・保健活動班を避難所へ派遣し、巡回健康相談を実施するとともに、アセスメントを行って避難者の医療ニーズを把握する。

保健活動チームの編成や活動方針は「墨田区保健活動マニュアル」のとおり

(3) 災害医療関係機関への編成・派遣要請

墨田区災対保健衛生部は、(2)によって得られた医療ニーズの状況に応じて、災害医療関係機関に対して、保健医療活動チームの編成を要請する。

(4) 到達・完了報告

避難所管理責任者は、避難所医療救護所に到達した保健医療活動チームを確認し、その概要を災対保健衛生部へ報告する。なお、避難所における巡回診療等が終了したのちも、同様に報告することとする。

(5) 避難所医療救護所での医療救護活動の終了

避難所医療救護所での医療救護活動は原則として慢性期までとし、区内の医療機関の復旧状況等から総合的に判断して、災对本部長が閉鎖を判断する。

2 災害医療関係機関

災害医療関係機関は、区の要請により保健医療活動チームを編成し、避難所医療救護所を中心に以下の医療救護活動を行う。

(1) 墨田区医師会

避難所医療救護所又は巡回診療による医療の提供
被災者に対する健康相談等
避難所の衛生管理や防疫対策への協力
復旧する医療機関への引継ぎ

(2) 向島・本所歯科医師会

避難所医療救護所又は巡回診療による歯科医療の提供
被災者に対する歯科健康相談等
避難所の衛生管理や防疫対策への協力
復旧する歯科医療機関への引継ぎ

(3) 墨田区薬剤師会

避難所医療救護所等における調剤及び服薬指導
避難所医療救護所及び災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理
避難所での OTC (一般用医薬品) を活用した被災者の健康管理支援
避難所の衛生管理や防疫対策への協力
復旧する薬局への引継ぎ

(4) 東京都柔道整復師会墨田支部

避難所医療救護所又は巡回による健康管理支援
被災者に対する健康管理等

(5) 東京都訪問看護ステーション協会墨田支部

避難所医療救護所又は巡回による療養上の世話と診療の補助
災害時要配慮者、被災者に対する健康管理等

3 避難所（医療救護所）における巡回歯科保健活動

急性期以降は、避難所生活が長期化するため、歯科医療ニーズも慢性疾患治療や被災者等の健康管理が中心となる。墨田区災害歯科コーディネーターの統括のもと、状況に応じて、きめ細かい対応（例えば、午前は避難所医療救護所での診療、午後は、周辺地区の巡回等に切り替えるなど）を図る。

特に災害時の要配慮者に対しては、歯科口腔保健標準アセスメント票(頁 9 0 資料 2 0)を用い、積極的なアセスメントを行って、適切な口腔保健を提供する。

(1) 基本的な対応方針

歯科医療救護班は、保健師や歯科衛生士等の多職種と連携して、被災者の健康保持に不可欠な歯科治療及び歯科保健指導を実施する。活動においては、以下の点に留意する。

高齢者や障害者などの配慮を要する被災者に対する口腔ケアの実施及び普及啓発
義歯の紛失や不適合による咀嚼障害
摂食嚥下機能の低下が認められる者における他医療職との連携

(2) 具体的な活動内容

歯科医師の指示の下、歯科衛生士等の巡回等により歯科保健指導の対応を行う。

歯ブラシ、歯間ブラシによる清掃指導

口腔清掃が不十分な状態では、歯周病や口内炎などを発症したり、症状が悪化したりするため、少量の水でもできるうがいや、歯みがきなどの指導を行う。

児童に対する食事指導

支援物資には、菓子パンやお菓子なども多いため、間食指導、歯みがき指導により食生活の平常化を目指す。

高齢者に対する入れ歯の洗浄、補水指導

高齢者の避難所生活では、入れ歯の清掃不足、水分補給の不足による体力低下などで、呼吸器疾患など様々な疾患にかかりやすくなるため、予防のための指導を行う。

集団に対する啓発活動

個別の指導とともに、掲示物やパンフレットなどを通じて、被災者が適切な生活習慣を取り戻すことができるようサポートを行う。

第２節 医薬品の供給

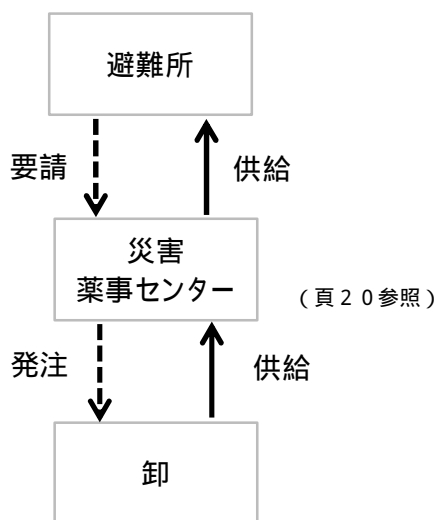
急性期（７２時間以降）以降においては、徐々に医薬品卸の流通機能の復旧が期待出来るため、医療救護所等で使用する医薬品、医療資器材は、医薬品卸売販売業者から直接区が調達する。区では、区内で営業をしている以下の医薬品卸売販売業者との間で協定を締結しており、災害時には協定に基づき不足する医薬品を調達することとなる。

- （１）避難所医療救護所で従事する地区薬剤師班等は、医薬品の過不足状況を把握し、不足分を避難所配置職員に伝え、避難所配置職員は区（災対保健衛生部）に補充要請する。
- （２）災対保健衛生部は、災害薬事センターに対し、医薬品等発注書（頁５９資料７）を使用して医薬品の供給要請を行う。
- （３）災害薬事センターは、供給要請の内容を精査し、「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」（頁８４資料１６）に基づく医薬品等調達協力要請書を使用して必要最小量を医薬品販売卸業者に対して発注する。
- （４）発注を受け、医薬品卸業者は直接避難所医療救護所等へ納品する。なお、避難所医療救護所が未設置の場合は、災害薬事センターへ納品する。

図表 49【協定締結医薬品卸売販売業者一覧】

事業者・支店	住所	電話番号
株式会社メディセオ 墨東支店	江東区佐賀２－８－２０	５６２１－２１９５
株式会社スズケン 東京中央営業部 城東支店	江東区北砂１－７－１１	５６９０－５７０１
株式会社マルタケ 東京支店	豊島区南大塚１－２－７	５９７６－３２００
アルフレッサ株式会社 営業本部 東京城東営業部 墨東支店	江戸川区平井７－５－３２	５６３１－９２３１
東邦薬品株式会社 東京営業部 江東営業所	葛飾区奥戸１－２５－１	５６７０－７００３
株式会社バイタルネット 東京中央支店	板橋区泉町４０－１	５９１６－１８００

図表 50【医薬品卸売販売業者からの医薬品調達の流れ】



第4章 関係機関名簿等

図表 51【東京都関係部署】

部署名	住所	電話番号	FAX 番号	防災無線
総務局総合防災部	新宿区西新宿 2 - 8 - 1	5 3 8 8 - 2 4 5 6	5 3 8 8 - 1 2 6 0	7 0 2 1 3
医療保健局総務部 総務課		5 3 2 0 - 4 0 2 1	5 3 8 8 - 1 4 0 0	7 0 5 0 1
医療保健局医療政策 部救急災害医療課		5 3 2 0 - 4 4 4 5	5 3 8 8 - 1 4 4 1	7 0 5 1 6

図表 52【墨田区関係部署】

部署名	住所	電話番号	FAX 番号	防災無線
危機管理担当防災 課	墨田区吾妻橋 1 - 2 3 - 2 0	5 6 0 8 - 6 2 0 6	5 6 0 8 - 6 4 2 5	7 8 2 8 1
福祉保健部保健衛 生担当保健計画課		5 6 0 8 - 6 1 8 9	5 6 0 8 - 6 4 0 5	7 3 6 1 1

図表 53【医療対策拠点】

病院名	住所	電話番号	FAX 番号	防災無線
東京都立墨東病院	墨田区江東橋 4 - 2 3 - 1 5	3 6 3 3 - 6 1 5 1	3 6 3 3 - 6 1 7 3	8 5 2 5 1

図表 54【災害医療関係機関連絡先一覧】

災害医療関係機関名	住所	電話番号
公益社団法人墨田区医師会	墨田区東向島 2 - 3 6 - 1 0 東京東信用金庫本店ビル 6 階	3 6 1 1 - 0 0 6 8
公益社団法人東京都向島歯科医師会	墨田区東向島 5 - 9 - 1 7	3 6 1 1 - 5 9 4 7
一般社団法人東京都本所歯科医師会	墨田区吾妻橋 2 - 1 - 5 ケンマブチ吾妻橋ビル 4F	6 6 5 8 - 5 8 4 8
一般社団法人墨田区薬剤師会	墨田区横川 5 - 8 - 6	3 6 2 5 - 8 9 3 4
公益社団法人東京都柔道整復師会 墨田支部	墨田区立花 3 - 2 - 6 柳沢接骨院	3 6 1 8 - 1 9 7 1
一般社団法人東京都訪問看護ステーション協会墨田支部	墨田区向島 2 - 1 0 - 5 第 5 安井ビル 1 階	3 6 2 6 - 2 3 1 7

図表 55【災害拠点病院連絡先一覧】

病院名	住所	電話番号	FAX 番号	防災無線
東京曳舟病院	墨田区東向島 2 - 27 - 1	5 6 5 5 - 1 1 2 0	3 6 1 1 - 6 7 6 3	8 7 5 2 1
同愛記念病院	墨田区横網 2 - 1 - 11	3 6 2 5 - 6 3 8 1	5 6 0 8 - 3 2 1 1	

図表 56【災害拠点連携病院連絡先一覧】

病院名	住所	電話番号	FAX 番号
山田記念病院	墨田区石原 2 - 2 0 - 1	3 6 2 4 - 1 1 5 1	3 6 2 4 - 1 1 5 6
墨田中央病院	墨田区京島 3 - 6 7 - 1	3 6 1 7 - 1 4 1 4	3 6 1 0 - 7 5 8 6
中村病院	墨田区八広 2 - 1 - 1	3 6 1 2 - 7 1 3 1	3 6 1 9 - 1 1 0 0
同愛記念病院	墨田区横網 2 - 1 - 11	3 6 2 5 - 6 3 8 1	5 6 0 8 - 3 2 1 1
賛育会病院	墨田区太平 3 - 2 0 - 2	3 6 2 2 - 9 1 9 1	3 6 2 3 - 9 7 3 6
東京都済生会 向島病院	墨田区八広 1 - 5 - 1 0	3 6 1 0 - 3 6 5 1	3 6 1 0 - 3 6 7 2

図表 57【災害医療支援病院連絡先一覧】

病院名	住所	電話番号	FAX 番号
中林病院	墨田区東向島 3 - 2 9 - 9	3 6 1 4 - 4 6 4 1	3 6 1 4 - 3 5 6 5
梶原病院	墨田区墨田 3 - 3 1 - 1 2	3 6 1 4 - 2 2 5 5	3 6 1 4 - 2 2 6 5
東京都リハビリ テーション病院	墨田区堤通 2 - 1 4 - 1	3 6 1 6 - 8 6 0 0	3 6 1 6 - 8 7 0 5
湘南メディカル 記念病院	墨田区両国 2 - 2 1 - 1	3 6 3 4 - 6 1 1 1	3 6 3 2 - 0 2 3 1

図表 58【コーディネーター名簿】

病院名	氏名（敬称略）	所属団体
墨田区災害医療コーディネーター	山 室 学	公益社団法人 墨田区医師会
	西 島 由 美	
	唐 澤 剛	
	鳥 越 桂	
墨田区災害歯科コーディネーター	菅 勇 介	公益社団法人 東京都向島歯科医師会
	木 津 喜 広	
	武 井 和 彦	一般社団法人 東京都本所歯科医師会
	大 西 雅 之	
墨田区災害薬事コーディネーター	金正 有希子	一般社団法人 墨田区薬剤師会
	月 村 庄 一	
	白 石 弘 子	
墨田区災害看護コーディネーター	未定	一般社団法人 東京都訪問看護ステーション協会墨田支部
墨田区災害柔道整復コーディネーター	未定	公益社団法人 東京都柔道整復師会墨田支部

図表 59【区東部保健医療圏域内の区関係部署及び災害拠点病院】

1 江東区関係部署

部署名	住所	電話番号	FAX 番号	防災無線
総務部 防災課	東陽 4 - 1 1 - 2 8	3 6 4 7 - 9 5 8 4	3 6 4 7 - 8 4 4 0	7 3 7 1 1
健康部 健康推進課	東陽 2 - 1 - 1	3 6 4 7 - 5 8 5 5	3 6 1 5 - 7 1 7 1	

2 江戸川区関係部署

部署名	住所	電話番号	FAX 番号	防災無線
危機管理室 防災危機管理課	中央 1 - 4 - 1	5 6 6 2 - 2 0 3 7	3 6 5 2 - 9 8 9 1	7 5 2 1 1

健康部 健康推進課	中央 4 - 2 4 - 1 9	5 6 6 1 - 2 4 6 2	3 6 5 5 - 9 9 2 5	
--------------	---------------------	-------------------	-------------------	--

3 災害拠点病院

病院名	住所	電話番号	FAX 番号	防災無線
江東病院	江東区大島 6 - 8 - 5	3 6 8 5 - 2 1 6 6	3 6 8 5 - 7 4 0 0	8 7 5 0 1
順天堂大学医学 部附属順天堂江 東高齢者医療セ ンター	江東区新砂 3 - 3 - 2 0	5 6 3 2 - 3 1 1 1	5 6 3 2 - 3 1 6 3	8 7 5 3 1
がん研究会 有明病院	江東区有明 3 - 8 - 3 1	3 5 2 0 - 0 1 1 1	3 5 2 0 - 0 1 4 1	8 7 7 5 1
昭和大学江東 豊洲病院	江東区豊洲 5 - 1 - 3 8	6 2 0 4 - 6 0 0 0	6 2 0 4 - 6 3 9 6	設置予定
東京臨海病院	江戸川区臨海町 1 - 4 - 2	5 6 0 5 - 8 8 1 1	5 6 0 5 - 8 1 1 3	8 7 7 8 1
江戸川病院	江戸川区東小岩 2 - 2 4 - 1 8	3 6 7 3 - 1 2 2 1	3 6 7 3 - 1 2 2 9	8 7 8 6 1

【参考】東京都区部災害時透析医療ネットワーク（区東部：墨田区）

医療機関名	住所	電話番号	FAX 番号
菊川橋クリニック	墨田区菊川 2-11-1	03-5600-2222	03-5600-0805
日伸駅前クリニック	墨田区江東橋 3-10-8	03-3634-9033	03-3634-9466
立花クリニック	墨田区立花 1-23-3-101	03-3618-8216	03-3616-8237
両国駅前内科・透析ク リニック	墨田区両国 2-21-8 両国 駅前ビル 4 階	050-5865-5610	03-5600-3376
つばさクリニック	墨田区両国 3-21-1 グレ イスビル両国 3・4 階	03-5625-0283	03-5625-0284
新江東橋クリニック	墨田区錦糸 1-7-13	03-5637-6920	03-5637-6921
同愛記念病院	墨田区横綱 2-1-11	0570-200678	03-5608-3211
東京都立墨東病院	墨田区江東橋 4-23-15	03-3633-6151	03-3633-6173

区内の透析可能医療機関を示すものではなく、東京都区部災害時透析医療ネットワークに加入している医療機関のみ掲載している。なお、これ以外にも透析を行っている医療機関はある。

樣式・資料編



トリアージポスト開設予定病院

1	墨田中央病院（京島 3-67-1）
2	東京曳舟病院（東向島 2-27-1）
3	中村病院（八広 2-1-1）
4	東京都済生会向島病院（八広 1-5-10）
5	賛育会病院（太平 3-20-2）
6	山田記念病院（石原 2-20-1）
7	同愛記念病院（横網 2-1-11）

トリアージポストとは、傷病者の重症度を判別する場所で、墨田区では、区内7か所の救急病院に開設する予定です。



緊急医療救護所の医療活動に従事しているため、当診療所は閉鎖しています。
医療が必要な方は、最寄りのトリアージ
ポストへ行ってください。

資料 2 : トリアージタグ

表面

トリアージ・タグ			
(災害現場用)		〒 墨田区	
No. H001	氏 名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住 所 (Address)		電 話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名	収容医療機関名		
トリアージ実施場所 東京曳舟病院 前 その他 ()			
トリアージ実施機関 向島・本所歯科医師会 その他 ()		医 師 救急救命士 その他	
傷 病 名			
トリアージ区分 0 I II III			

0

I

II

III

裏面

トリアージ・タグ	
〒 墨田区	
特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)	
その他の応急措置の状況等	
	
前	後

0

I

II

III

区が用意するトリアージタグにあらかじめ記載している内容

No	トリアージ実施場所	トリアージ実施機関
H 001 ~	H (東京曳舟病院 前)	向島・本所歯科医師会 その他 ()
D 001 ~	D (同愛記念病院 前)	
C 001 ~	C (墨田中央病院 前)	
M 001 ~	M (東京都済生会向島病院 前)	
N 001 ~	N (中村病院 前)	
S 001 ~	S (賛育会病院 前)	
Y 001 ~	Y (山田記念病院 前)	

患者搬送調整依頼票

整理番号

墨田区災対保健衛生部 宛

区分: 緊急 重症 産科 新生児 小児 透析

病院名(依頼元)		
患 者 氏 名		
患者年齢・性別		歳 男 女 その他
診断名(主症状)		
バイタルサイン等	意識レベル	
	呼吸数	
	酸素飽和度	
	脈拍	
	血圧	
	体温	
現在実施中の処置 引継内容等		

患者搬送調整結果通知書

整理番号

病院名(依頼元)	
患 者 氏 名	
患者年齢・性別	歳 男 女 それ以外
搬送先病院名	
搬 送 方 法	
現 状	出勤済 ・ 時 分出動予定
到着予定時間	時 分
同 乗 者	
その他連絡事項	

人員調整依頼票

整理番号

墨田区災対保健衛生部 宛

病院名(依頼元)	
必要職種・人数	・ 人
派遣希望日時	
必要職種・人数	・ 人
派遣希望日時	
必要職種・人数	・ 人
派遣希望日時	
必要職種・人数	・ 人
派遣希望日時	
その他連絡事項	

人員調整結果通知書

整理番号

病院名(依頼元)	
派遣職種・人数	・ 人
派遣希望日時	
派遣職種・人数	・ 人
派遣希望日時	
派遣職種・人数	・ 人
派遣希望日時	
派遣職種・人数	・ 人
派遣希望日時	
その他連絡事項	

物資（事務用品等）輸送調整依頼票
（薬品・医療資器材・水・燃料以外）

整理番号

墨田区災対保健衛生部 宛

病院名（依頼元）	
必 要 物 資 名	
必 要 数 量	
輸 送 希 望 日 時	月 日 時到着希望
使 途	
その他連絡事項	

物資輸送調整結果通知書

(薬品・医療資器材・水・燃料以外)

整理番号

病院名(依頼元)	
輸 送 物 資 名	
輸 送 量	
輸 送 日 時	月 日 時到着予定
輸 送 方 法	
その他連絡事項	

No. _____

様式 3**医薬品等発注書 (F A X)**

_____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 送付

送 付 者 (医 薬 品 等 納 品 先)			
名 称	☐ 医療救護所 ☐ 避難所 ☐ 災害薬事センター ☐ その他		
所 在 地	〒 _____		
T E L	_____	F A X	_____
Eメール	_____		
ふりがな	_____	納品希望日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
担 当 者	_____		



送 付 先			
医薬品卸 等名称	☐ アムレックス ☐ スリケン ☐ 東邦薬品 ☐ バクイタ ☐ その他 (_____)	支店等 名称	☐ 支 店 ☐ 営業所

No.	医薬品等名称	剤 形	規 格	発注数量	備 考
例	カロナール	錠	200mg	500T	【記載例】
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					

※ F A X 送信後、送付先に電話連絡して到達を確認すること。

災害時薬剤師班活動ガイドライン (初版) P73 より

番号 地域 ☐ 区部 ☐ 多摩 ……東京都保健医療局で記入(STEP2)

様式 8

応急給水要請書(医療機関)

STEP1……応急給水を要請する施設にて記入。

施設名			
住所			
必要水量(m) (可能であれば記載)	m	必要ホース長(m) (可能であれば記載)	m
担当者名	連絡先電話		
病院の種類	☐ 災害拠点病院 ☐ 災害拠点連携病院 ☐ 災害医療支援病院 ☐ 診療所等		
人工透析	☐ 有 ☐ 無	井戸水など代替水源	☐ 有 ☐ 無
受水槽容量(m)	m	受水槽形態	☐ 地上 ☐ 地下 ☐ その他()
施設の通電状況	☐ 異常なし ☐ 停電中 ☐ 非常用発電装置稼働中(稼働可能時間: ※可能であれば記入)		
備考 (※受水槽容量が0になるまでの最大時間等)			

⇒「STEP1枠内」記入後、東京都保健医療局へ提出

STEP2……東京都保健医療局にて記入。

所属	保健医療局	部署名:	
担当者名		連絡先電話	

⇒「STEP2枠内」及び「管理情報(本紙上部)」を記入後、東京都水道局へ提出

応急給水作業指示書(医療機関)

STEP3……東京都水道局にて記入。本紙が応急給水作業指示書となる。

●作業指示内容			
依頼先 (幹事応援水道事業者名)		リスト番号	備考欄
給水場所	※STEP1にある要請先の施設・住所と同じ場合「同上」 同上		
給水基地	名 称:	所在地:	
特記事項			
●作業指示者(応急給水班)			
事業体名		作成日時	月 日 時 分
担当者 氏名		連絡先電話	

⇒「STEP3枠内」を記入後、幹事応援水道事業者へ提出

STEP4……救援事業体にて記入。なお、給水車ごとに作成すること。

○現地応急給水隊(救援事業体)			
事業体名		給水予定日	月 日
連絡責任者 氏名		連絡先電話	
○給水車の情報			
車両ナンバー 号車番号	(号車)	作業員数	人
タンク容量	m	加圧の有無	☐ 有 ☐ 無

⇒「STEP4枠内」を記入後、写しを幹事応援水道事業者へ提出

⇒幹事応援水道事業者は、写しを東京都水道局へ提出

＜記載例＞

番号	地域	☒ 区部 ☐ 多摩	……東京都保健医療局で記入(STEP2)	様式8
----	----	--	----------------------	-----

応急給水要請書(医療機関)

太枠内を要請元施設において記入

STEP1……応急給水を要請する施設にて記入。

施設名	〇〇病院		
住所	新宿区〇〇町△-□-●		
必要水量(m) (可能であれば記載)	50	m	必要ホース長(m) (可能であれば記載)
担当署名	×	×	連絡先電話
			00-0000-0000
病院の種類	☒ 災害拠点病院 ☐ 災害拠点連携病院 ☐ 災害医療支援病院 ☐ 診療所等		
人工透析	☒ 有 ☐ 無 井戸水など代替水源 ☐ 有 ☒ 無		
受水槽容量(m)	50	m	受水槽形態 ☒ 地上 ☒ 地下 ☐ その他()
施設の通電状況	☒ 異常なし ☐ 停電中 ☐ 非常用発電装置稼働中(稼働可能時間: ※可能であれば記入)		
備考 必要水量が不足するまでの 想定時間			

⇒「STEP1枠内」記入後、東京都保健医療局へ提出

STEP2……東京都保健医療局にて記入。

所属	保健医療局	部署名:
担当署名		連絡先電話

⇒「STEP2枠内」及び「管理情報(本紙上部)」を記入後、東京都水道局へ提出

応急給水作業指示書(医療機関)

STEP3……東京都水道局にて記入。本紙が応急給水作業指示書となる。

●作業指示内容

結露先 (幹事応援水道事業者名)	リスト番号	備考欄
給水場所	※STEP1にある要請先の施設・住所と同じ場合「同上」	
給水基地	名 称:	所在地:
特記事項		

●作業指示者(応急給水班)

事業者名	作成日時	月	日	時	分
担当者 氏名	連絡先電話				

⇒「STEP3枠内」を記入後、幹事応援水道事業者へ提出

STEP4……救護事業体にて記入。なお、給水車ごとに作成すること。

○現地応急給水隊(救護事業体)

事業者名	給水予定日	月	日
連絡責任者 氏名	連絡先電話		

○給水車の情報

車両ナンバー 号車番号	(号車)	作業員数	人
タンク容量	m	加圧の有無	☐ 有 ☐ 無

⇒「STEP4枠内」を記入後、写しを幹事応援水道事業者へ提出

⇒幹事応援水道事業者は、写しを東京都水道局へ提出

燃料調整シート

様式9

< 1. 要請担当者 >

都道府県／ 関係省庁	組織名称 担当者名	電話番号
---------------	--------------	------

< 2. 納入先情報等 >

納入先施設	施設名称	施設番号 (注1)
	住所	〒 -
	燃料 担当者名	電話番号 携帯番号
	平時納入業者名 (系列にチェック を入れる)	電話番号
燃料供給費 用支払予定者 (注2)	組織名称	
	住所	〒 -
	担当者名	電話番号 FAX 番号

(注1) 石油連盟との間で、重要施設に関する情報共有覚書を締結している場合は8桁(XXX-XXXXXX)の施設番号を記載。
(注2) 要請を経て供給される燃料は有償の取扱いとなるため、要請担当者と施設管理者との間で費用負担者について合意の上、記載。

< 3. 要請内容 >

品目	☐ ガソリン ☐ ジェット ☐ 灯油 ☐ 軽油 ☐ A重油(☐ LSA/ ☐ HSA) (注3) ☐ その他 ()
数量	KL ※2KL以上の要請は、「2KL単位」で要請すること
荷姿	☐ ローリー(含ミニ) ☐ ドラム缶 ☐ 携行缶・ポリタンク ☐ コンテナ ☐ その他 ()
配送希望日	令和 年 月 日
(以下水色枠は上記で「ローリー(含ミニ)」を選択した場合に記載。)	
ローリーサイズ上限	☐ 14KL以上(KL) - ☐ 14KL未満 ※納入先施設の所定位置まで進入可能なタンクローリー上限サイズ(別紙)
タンク形態	☐ 地下 ☐ 地上(ポンプ有) ☐ 地上(ポンプ無) ☐ その他 ()
タンク番号	タンク容量 KL タンク空き容量 KL
必要ホース長	m ※6m以上の場合は延長接続ホースの有無とその長さ(☐ 有(m) 、 ☐ 無)
給油口 規格	☐ 径 ☐ 1.5インチ ☐ 2インチ ☐ 2.5インチ ☐ 3インチ ☐ 3.5インチ ☐ 4インチ ☐ その他 ()
	名称 ☐ JIS(PT・PF) ☐ 出光 ☐ 東亜 ☐ 金剛 ☐ シエル ☐ 消防 ☐ タツノ ☐ 東急 ☐ 名古屋 ☐ Mネジ ☐ 旧モービル ☐ 旧ゼネラル ☐ 旧エッソ ☐ NM-L ☐ SI ☐ T-80 ☐ T-80L ☐ T-100 ☐ NM ☐ SI-301L ☐ その他 ()
	形式 ☐ 外ネジ ☐ 内ネジ ☐ ワンタッチ ☐ その他 ()
備考※施設タンクの在庫逼迫度等	

(注3) 「☐A重油」は、低硫黄A重油の場合は「☐LSA」、高硫黄A重油の場合は「☐HSA」にもチェックを入れる。

< 4. 要請処理状況 > ※本項は政府災害対策本部、資源エネルギー庁、石油業界において記載

日時	内容	所属	担当者
	要請受領	(都道府県/省庁→) 政府災害対策本部	
	要請受領	(政府災害対策本部→) 資源エネルギー庁	
	要請受領	(資源エネルギー庁→) 石油連盟/全石連	
	要請受領・仕分開始①	石油連盟(対元売)/全石連(対E.O.石油会社)	
	要請受領・仕分開始②	泉石(対販売業者)	
	要請仕分報告	石油連盟/全石連(→資源エネルギー庁)	
	運送事業者報告	石油連盟/全石連(→資源エネルギー庁)	

< 5. 配送手配状況 > ※本項は石油業界において記載

燃料提供者(元売)	事業者名	支店/部署名
燃料提供者 (供給・販売店)	事業者名	支店/部署名
輸送事業者	事業者名	
配送車両・予定	車種	ドライバー名
	配送予定日	

様式9

【別紙】

・ローリーサイズ上限について

荷卸しのために施設内の燃料タンク前の所定位置まで進入できるタンクローリーサイズの上
限を記入してください。

石油元売会社が使用するタンクローリーのサイズは、小さいもので 14KL 積から最大で
28KL 積までサイズが分かれています。詳細は下表を参照してください。

表 石油元売会社が使用するタンクローリーのおおよそのサイズ（積載量別）

積載量	所要占有幅	全長	全高	全幅
14KL	約6m	約9m	約3m	約2.5m
16KL	約6m	約9.5m	約3m	約2.5m
20KL	約7.5m	約12m	約3m	約2.5m
新型 24KL	約7.5m	約12.5m	約3m	約2.5m
24KL	約8m	約14m	約3m	約2.5m
26KL	約9m	約15m	約3m	約2.5m
28KL	約9m	約16m	約3m	約2.5m

※ 車両メーカーにより若干規格は異なります。

※ 所要占有幅とは、タンクローリーが 90 度旋回する際に、必要となる幅です。例えば
26KL 積ローリーの場合、単体の全幅は 2.5m でも、旋回する際は直径 9m の道路
幅が必要となります。

※ 「新型 24 KL」とは従来の 24 KL 積ローリーより小型化した新しい規格のタンクローリー
です。従って、24 KL 積ローリーは 2 種類存在しますが、燃料調整シートには数字のみ
を入力し、車長の短い「新型」に限定される場合はその旨備考欄に記入してください。

<記載例>

様式9

燃料調整シート

<1. 要請担当者>

都道府県／ 関係省庁	組織名称 担当者名	電話番号	太枠内を要請元施設 において記入
---------------	--------------	------	---------------------

<2. 納入先情報等>

納入先施設	施設名称	〇〇病院	施設番号 (注1)	
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 △-xx-●●		
	燃料 担当者名	●●●●	電話番号	00-0000-0000
			携帯電話	
	平時納入業者名 (系列にチェック を入れる)	〇〇株式会社 ☑出光 ☐太陽 ☐コスモ ☐エクス ☐シェル ☐JXTG ☐PB・その他	電話番号	00-0000-0000
燃料供給費 用支払予定者 (注2)	組織名称			
	住所	〒 -		
	担当者名		電話番号	
			FAX 番号	

(注1) 石油連盟との間で、重要施設に関する情報共有覚書を締結している場合は8桁(XXX-XXXX)の施設番号を記載。

(注2) 要請を経て供給される燃料は有償の取扱いとなるため、要請担当者と施設管理者との間で費用負担者について合意の上、記載。

<3. 要請内容>

品目	☐ガソリン ☐ジェット ☐灯油 ☑軽油 ☐A重油 (☑LSA/☐HSA) (注3) ☐その他 ()
数量	160 KL ※2KL以上の要請は、「2KL単位」で要請すること
荷姿	☐ローリー (含ミニ) ☑ドラム缶 ☐携行缶・ポリタンク ☐コンテナ ☐その他 ()
配送希望日	令和6年 3月 27 日
(以下水色枠は上記で「ローリー (含ミニ)」を選択した場合に記載。)	
ローリーサイズ上限	☑14KL以上 (KL) ・ ☐14KL未満 ※納入先施設の所定位置まで進入可能なタンクローリー上限サイズ(別紙)
タンク形態	☐地下 ☑地上 (ポンプ有) ☐地上 (ポンプ無) ☐その他 ()
タンク番号	KL001 タンク容量 200KL タンク空き容量 140KL
必要ホース長	3 m ※6m以上の場合は延長接続ホースの有無とその長さ(☐有 (m) 、 ☐無)
給油規格	☐径 ☐1.5インチ ☑2インチ ☐2.5インチ ☐3インチ ☐3.5インチ ☐4インチ ☐その他 ()
名称	☐JIS (PT・PF) ☑出光 ☐極東 ☐金剛 ☐シェル ☐消防 ☐タツノ ☐東急 ☐名古屋 ☑Mネジ ☐旧モービル ☐旧ゼネラル ☐旧エッソ ☐NM-L ☐SI ☐T-80 ☐T-80L ☐T-100 ☐NM ☐SI-301L ☐その他 ()
形式	☑外ネジ ☐内ネジ ☐ワンタッチ ☐その他 ()
備考※施設タンク の在庫逼迫度等	燃料が残り24時間分しかない

(注3) 「☐A重油」は、低硫黄A重油の場合は「☐LSA」、高硫黄A重油の場合は「☐HSA」にもチェックを入れる。

<4. 要請処理状況> ※本項は政府災害対策本部、資源エネルギー庁、石油業界において記載

日時	内容	所属	担当者
	要請受理	(都道府県／省庁→) 政府災害対策本部	
	要請受理	(政府災害対策本部→) 資源エネルギー庁	
	要請受理	(資源エネルギー庁→) 石油連盟／全石連	
	要請受理・仕分開始①	石油連盟 (対元売) ／全石連 (対県石油施設等)	
	要請受理・仕分開始②	県石油 (対販売業者)	
	要請仕分報告	石油連盟／全石連 (→資源エネルギー庁)	
	運送事業者報告	石油連盟／全石連 (→資源エネルギー庁)	

<5. 配送手配状況> ※本項は石油業界において記載

燃料提供者 (元売)	事業者名	支店／部署名
燃料提供者 (供給・販売)	事業者名	支店／部署名
輸送事業者	事業者名	
配送車両・予定	車番	ドライバー名
	配送予定日	

資料 10 : 地域防災行政無線一覧

番号	名称	グループ名(番号)	番号	グループ名(番号)	グループ内各局	番号	グループ名(番号)	グループ内各局	番号	グループ名(番号)	グループ内各局
100	防災センター	防災(F01)	214	白雲防災拠点FID	白雲防災拠点FID	400	地蔵保育園	地蔵保育園	500	南郷小FID	南郷小FID
101	防災センター(南)	(南郷小FID・南郷小FID)	215	本所警察署FID	本所警察署FID	401	地蔵保育園(保育園)	地蔵保育園(保育園)	501	第二南郷小FID	第二南郷小FID
102	防災メッセー		216	向島警察署FID	向島警察署FID	402	あおぞら保育園	あおぞら保育園	502	旧関田小FID	旧関田小FID
103	防災メッセー		217	本所消防署FID	本所消防署FID	403	すみだ保育園	すみだ保育園	503	関田小FID	関田小FID
104	防災メッセー		218	向島消防署FID	向島消防署FID	404	水神保育園	水神保育園	504	花見中FID	花見中FID
105	防災センターFAX		219	NTT東日本	NTT東日本	405	しらひび保育園	しらひび保育園	600	旧向島中FID	旧向島中FID
106	801特上伝送専用		220	東京電力江東支社	東京電力江東支社	407	花園保育園	花園保育園	505	第三南郷小FID	第三南郷小FID
			221	東京ガスネットワーク	東京ガスネットワーク	408	寺島保育園	寺島保育園	506	第三南郷小FID	第三南郷小FID
			222	水運局豊田営業所	水運局豊田営業所	409	中川保育園	中川保育園	508	八広小FID	八広小FID
			223	豊平町職員住宅	豊平町職員住宅	410	八広認定こども園	八広認定こども園	602	南郷第二中FID	南郷第二中FID
			224	すみだ土木事務所	すみだ土木事務所	411	泉源保育園	泉源保育園	603	南郷中FID	南郷中FID
			225	すみだ消防事務所分室	すみだ消防事務所分室	412	文花保育園	文花保育園	510	南郷小FID	南郷小FID
701	防災センター		226	すみだ消防事務所	すみだ消防事務所	413	神上保育園	神上保育園	511	小崎小FID	小崎小FID
702	無線室		227	豊田消防工場	豊田消防工場	414	中川南保育園	中川南保育園	512	第一南郷小FID	第一南郷小FID
703	防災センター		228	トラックス局豊田支所	トラックス局豊田支所	415	たちばな認定こども園	たちばな認定こども園	513	豊島小FID	豊島小FID
704	警視庁機室		229	東京地下水道局	東京地下水道局	416	東あすま保育園	東あすま保育園	514	岸上小FID	岸上小FID
			244	JR東武東上線	JR東武東上線	417	おむらひ保育園	おむらひ保育園	604	豊田中FID	豊田中FID
			245	東京電力江東支社	東京電力江東支社	418	指神保育園	指神保育園	515	立花南郷の森小FID	立花南郷の森小FID
240	タワー警備倉庫		310	東白鷺公園サービスセンター	東白鷺公園サービスセンター	419	太平保育園	太平保育園	516	第四南郷小FID	第四南郷小FID
241	タワー警備倉庫(南郷)		423	ジェイコム東京すみだ局	ジェイコム東京すみだ局	420	横川保育園	横川保育園	517	中川小FID	中川小FID
242	タワー警備倉庫(南郷)		300	総出所	総出所	421	東郷形保育園	東郷形保育園	518	東郷形小FID	東郷形小FID
243	タワー警備倉庫(南郷)		301	横川出所	横川出所	422	亀沢保育園	亀沢保育園	608	南郷立花中FID	南郷立花中FID
			302	東向島出所	東向島出所	424	きんし保育園	きんし保育園	607	文花中FID	文花中FID
			303	文花出所	文花出所	213	江東区保育園分園	江東区保育園分園	520	横川小FID	横川小FID
			304	豊田二丁目出所	豊田二丁目出所	329	子育て支援総合センター	子育て支援総合センター	521	外手小FID	外手小FID
			305	社会福祉会館	社会福祉会館	330	南郷作事所	南郷作事所	522	南郷小FID	南郷小FID
			306	南郷コミュニティ会館	南郷コミュニティ会館	331	たちばなホーム	たちばなホーム	523	南郷小FID	南郷小FID
			307	豊島文化センター	豊島文化センター	332	すみだ南郷きずなセンター	すみだ南郷きずなセンター	524	豊島小FID	豊島小FID
			308	すみだ女性センター	すみだ女性センター	333	すみだボランティアセンター	すみだボランティアセンター	609	南郷中FID	南郷中FID
			311	スポーツ健康センター	スポーツ健康センター	334	はなみずきホーム	はなみずきホーム	525	南郷小FID	南郷小FID
			312	豊島コミュニティ会館	豊島コミュニティ会館	335	すみだふれあいセンター	すみだふれあいセンター	526	二葉小FID	二葉小FID
			313	すみだ児童会館	すみだ児童会館	336	いさよみプラザ	いさよみプラザ	527	中和小FID	中和小FID
			314	横川コミュニティ会館	横川コミュニティ会館	337	亀沢のぞみの家	亀沢のぞみの家	528	南郷小FID	南郷小FID
			315	すみだ北斎美術館	すみだ北斎美術館	338	なりひらホーム	なりひらホーム	529	南郷小FID	南郷小FID
			316	トリフォニーホール	トリフォニーホール	341	木下川善赤紅FID	木下川善赤紅FID	610	南郷中FID	南郷中FID
			507	八広地域プラザFID	八広地域プラザFID	339	ひきふね図書館	ひきふね図書館	611	豊田中FID	豊田中FID
			509	すみだ防犯センター	すみだ防犯センター	340	横川図書館	横川図書館	519	立花幼稚園 FID	立花幼稚園 FID
			317	豊田児童会館	豊田児童会館	342	立花図書館	立花図書館			
			318	八広児童会館	八広児童会館	343	八広図書館	八広図書館			
			319	江東区児童会館	江東区児童会館	344	豊田区総合体育館	豊田区総合体育館			
			320	東向島児童会館	東向島児童会館	345	すみだ区立文化資料館	すみだ区立文化資料館			
			321	立花児童会館	立花児童会館	346	豊外体育施設管理事務所	豊外体育施設管理事務所			
			322	立川児童会館	立川児童会館	348	スポーツプラザ地蔵	スポーツプラザ地蔵			
			323	文花児童会館	文花児童会館	307	豊田区総合運動場	豊田区総合運動場			
			324	中川児童会館	中川児童会館						
			325	外手児童会館	外手児童会館						
			326	八広はなみずき児童館	八広はなみずき児童館						
			327	さくらこどもコミュニティセンター	さくらこどもコミュニティセンター						
			911	東向島児童会館分館	東向島児童会館分館						

※ 各無線機と庁舎内線が無線通話ができます。

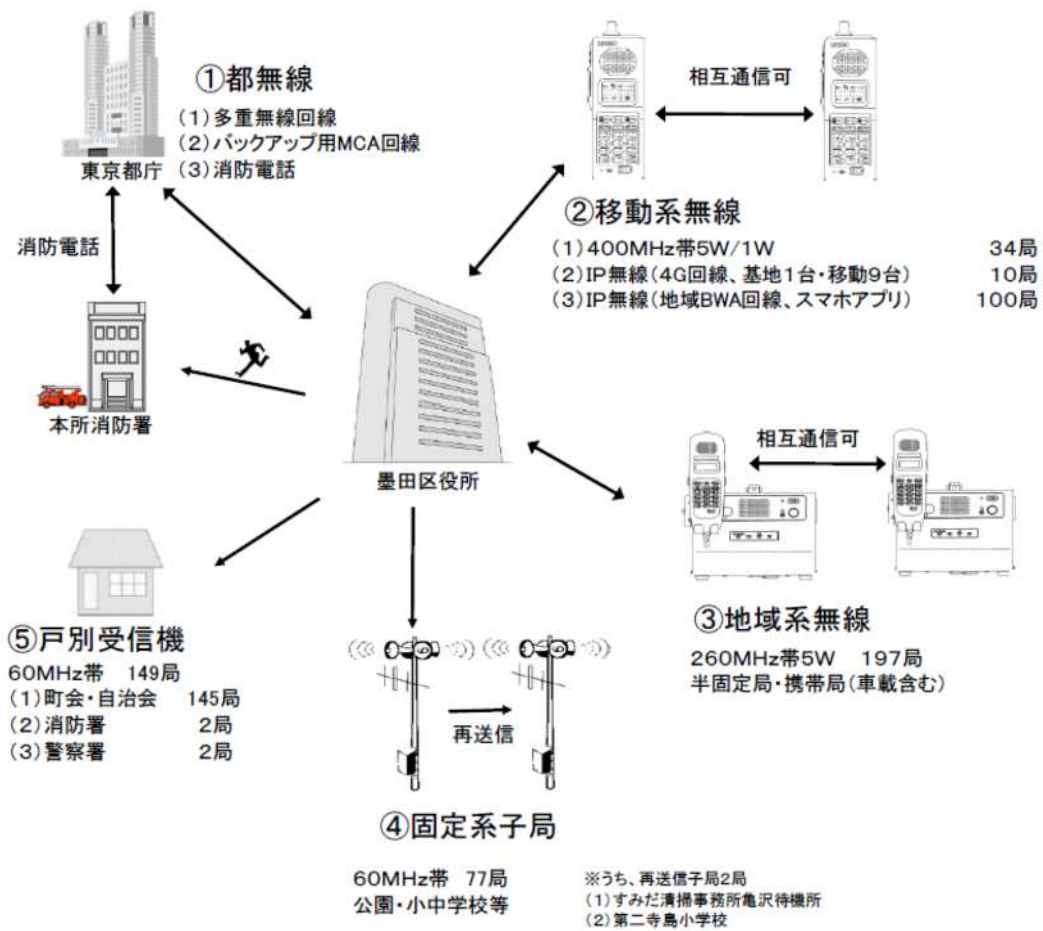
無線機から庁舎内線と呼ぶ場合

「*」+「内線番号4桁」

無線機から無線機と呼ぶ場合

「81」+「無線番号3桁」

(例) 緑出張所(300)と呼ぶ場合 81300



1 機器の起動

• IP無線機 (スマホ)

右のボタンを長押し



※画面や設定などはandroidの仕様です

• ポケットwi-fi

側面の電源ボタンを長押し



LEDがグリーン点滅を繰り返しながら起動する




ポケットwi-fiの画面に配載されたSSIDとKEYでwi-fiを設定する

ポケットwi-fiは5台程度接続が可能です。安定性を確保するために無線機占有とすることを推奨します。施設のwi-fiが稼働している場合は、そちらに接続したほうが安定します。

2 buddycom (無線アプリ) の起動

- 左にスクロールし「buddycom」のアプリをクリック
 
- 左上の人のマークをクリック
 
- 通話したいグループを選択
 

グループの設定について

グループは3つあります

「病院名」★...緊急医療救護所の通話用です。

院内・トリアージポスト・軽傷処置エリアにつながります

「病院名_本部」☆...緊急医療救護所と本部の通話用です

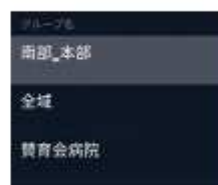
★と本部の固定機器につながります

「全域」...全ての機器につながります

緊急医療救護所では

★をデフォルトの設定にしてください。

本部と情報共有する必要がある場合は☆を選択します



3 通信する

「グループ通話」を押しながら話す



グループ全体と通信できます

1対1で話すときは「メンバーリスト」から話したい相手を選ぶ



「個別通話開始」をタップして「個別通話」を押しながら話す



グループ通話に戻るときは「オンライン」をタップ



特に本部と通信する際は、個別通話で話してください
(他のエリアにも通信してしまうため)

資料 1 2 : 広域災害救急医療情報システム (EMIS) ログイン手順
【EMIS トップページ】

機関コード：
パスワード：
所属：「東京都」を選択

東京都にチェックされていることを確認し
市区町村選択をクリック
区東部 → 墨田区

(別添3)

災害診療記録2018

1頁/4頁

*は必須記録項目

* 初診日		西暦	年	月	日
* 初診医師氏名					
* 患者氏名(カタカナ)		最初の1文字をメディカルIDに転記			
(漢字等)		氏名不詳なら個人特定に役立つ情報(搬出された場所や状況等)を記載 性別: 男・女			
* 生年月日・年齢		西暦・明治・大正・昭和・平成	年	月	日 ()歳 年齢不詳の場合は推定年齢
保険証情報		保険者番号:	記号:	番号:	
[携帯]電話番号					
* 住所	自宅: 〒		状態: ☐ 健存 ☐ 半壊 ☐ 全壊		
	□避難先1: □避難所名()		□知人宅 □テント □車内 □その他		
	□避難先2: □避難所名()		□知人宅 □テント □車内 □その他		
連絡先		□家族・□知人・□その他・□連絡先なし			
職 業					

【禁忌事項等】

☐アレルギー

☐ 禁忌食物

【特記事項(常用薬等)】

口抗血小板药(

□抗凝固薬 □ワーファリン(

口糖尿病治療薬 口インスリン 口経口薬（

口ステロイド(

口抗てんかん薬(

口子の他(

☐透析

口存在氨基酸鹽法(HOD)

☐災害時要配慮者 ☐高齢者 ☐障害者 ☐乳幼児 ☐妊婦 ☐日本語が不自由 ☐その他()

【要保護者】☐支援者のいない要配慮者等 該当状況: ☐身体的/ ☐精神的/ ☐社会的/ ☐その他()

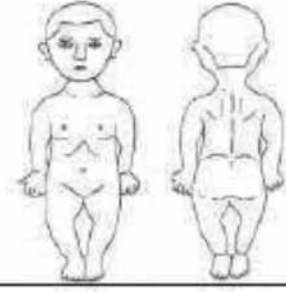
* 傷病名	* 開始 月 年 日	診察場所	* 所属・医師サイン

メディカル ID - 西暦生年月日 + 桁十性別 + 氏名カタカナ上段7桁

例) 1950年09月08日生まれ、男性、上卦に壬子ヨシニ 19500908M上卦に壬子ヨシ

トリアージタグ ☐赤 ☐黄 ☐緑 ☐黒 番号:

[illegible]

患者氏名 (カタカナ)		*氏名不詳なら個人特定に役立つ状況欄に記入		初診医師氏名	
一般診療部 J-SPEED2018 型ではお持ちの全てに印					
初診口	西暦	年	月	日	再診
	年齢	歳			
	性別	☐ 0歳 ☐ 1-14歳 ☐ 15-64歳 ☐ 65歳+			
	1	☐ 男性			
	2	☐ 女性(妊娠なし)			
既往症	3	☐ 女性(妊娠あり)			
	4	☐ 中等症(メジャー・ミナミ)以上			
	5	☒ 重症患者			
	6	☐ 脳梗・腎臓の重症外傷(PAT 赤)			
	7	☐ 肝臓の重症外傷(PAT 赤)			
身体・体重	8	☐ 四肢の重症外傷(PAT 赤)			
	9	☐ 中等症外傷(PAT 青以外・入院必要)			
	10	☐ 軽症外傷(外科処置のみで加療可)			
	11	☐ 創傷			
	12	☐ 骨折			
現住症	13	☐ 熱傷			
	14	☐ 溺水			
	15	☐ クラッシュ症候群			
	16	☐ 凍傷			
	17	☐ 急性呼吸器感染症			
予防接種	18	☐ 消化器感染症、真性菌			
	19	☐ 麻疹疑い			
	20	☐ 麻疹重症			
	21	☐ 急性血性下痢症			
	22	☐ 腎臓の感染症対応ニーズ			
主訴	23	☐ 人工透析ニーズ			
	24	☐ 外傷以外の緊急の外科的治療ニーズ			
	25	☐ 緊急症以外の緊急の内科的治療ニーズ			
	26	☐ 気管・気管支・肺動脈血栓症			
	27	☐ 腎臓の透析/ケアニーズ			
転院	28	☐ 脳静脈血栓症/肺・脳・腎動脈血栓症疑い			
	29	☐ 糖尿病状態			
	30	☐ 気管支喘息発作			
	31	☐ 緊急の透析支援ニーズ			
	32	☐ 皮膚疾患(外傷・熱傷以外)			
転院	33	☐ 褥瘡以外の皮膚病			
	34	☐ 緊急の栄養支援ニーズ			
	35	☐ 緊急の介護・看護ケアニーズ			
	36	☐ 緊急の眼科・歯科支援ニーズ			
	37	☐ 治療中断			
転院	38	☐ 高度療育(全身麻酔・入院必要)			
	39	☐ 組織器外科処置(縫合・デブドマン等)			
	40	☐ 四肢切断・再切断を待つ			
	41	☐ 止血・帝王切開・その他重篤処置			
	42	☐ 医療フォロー不要(再診不要)			
転院	43	☐ 医療フォロー必要(再診指示)			
	44	☐ 紹介(紹介状作成等)			
	45	☐ 搬送(搬送調整実施等)			
	46	☐ 入院(自施設)			
	47	☐ 患者自身による診療継続指示			
転院	48	☐ 事故死			
	49	☐ 加療中の死亡			
	50	☐ 真死/リビリティ・シートの必要性			
	51	☐ 治療的措置あり(災害による外傷等)			
	52	☐ 間接的(環境変化による健康被害)			
転院	53	☐ 間接的(毒性薬物等・診断未判明)			
	54	☐ 後遺症を要する小児(虐待等)			
	55	☐ 後遺症を要する成人(虐待等)			
	56	☐ 性暴力			
	57	☐ 暴力(性暴力以外)			
転院	58	☐			
	59	☐			
	60	☐			
	61	☐			
	62	☐			
バイタルサイン					
意識障害: ☐ 無 ☐ 有					
呼吸数: /min					
血圧: / mmHg					
体温: °C					
脈拍: /min 整・不整					
身長・体重					
身長: cm					
体重: /kg					
既往症					
☐ 高血圧 ☐ 糖尿病 ☐ 喘息 ☐ その他					
予防接種					
☐ 麻疹 ☐ 破傷風 ☐ 今期インフルエンザ ☐ 肺炎球菌 ☐ 風疹 ☐ その他()					
主訴					
現病歴 (日本語で記載)					
☐ 外傷⇒黄色タグ以上は外傷部記録へ(J-SPEED は記入) ☐ 精神保健医療⇒精神保健医療部記録へ(J-SPEED は記入)					
					
診断					
処置					
処方					
転院					
☐ 搬送 ☐ 搬送 → 搬送手段 ☐ 搬送 → 搬送機関 ☐ 搬送 → 搬送先 ☐ 紹介 → 紹介先 ☐ 死亡 → 場所 ☐ 時刻 ☐ 確認書					
対応者署名					
(利用可能な文字で記載)					
所属(チーム名等)					
医師					
看護師					
薬剤師					
その他					
データ入力					
メディカル ID					

*過去30日間は医療従事者本人からの指示に従って入力

メディカル ID=西暦生年月日 8桁+性別+氏名カタカナ上位7桁

患者氏名 (カタカナ) _____ 医師氏名 _____

日時	所見	上・中・下 動 機・目的・要旨 （要旨以外）	処置・処方	・診療場所 ・所属 ・医師等サイン

メディカルID＝西暦生年月日8桁＋性別＋氏名カナカナ上位7桁

メディカルID								M F							
---------	--	--	--	--	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	--	--

応募者氏名 (カタカナ) * 氏名不詳なら個人姓等に設定した仮名を記載
 医師氏名 * ホーブルを最初に利用した医師名を

年号	西暦	日時	所見	ノ・タ・ヤ・ヒ・ヨ 数 第2～(4 層 目数計以外)	設置・場所	・診療場所 ・所属 ・医師等サイン
明治40年	1907					
45年	1912					
大正元年	1912					
5年	1914					
10年	1921					
15年	1924					
昭和元年	1926					
5年	1930					
10年	1935					
15年	1940					
20年	1945					
25年	1950					
30年	1955					
35年	1960					
40年	1965					
45年	1970					
50年	1975					
55年	1980					
60年	1985					
64年	1989					
平成元年	1989					
5年	1992					
10年	1998					
15年	2003					
20年	2008					
25年	2012					
31年	2018					
令和元年	2019					

メディカルID＝西暦生年月日＋性別＋氏名カタカナ上位7桁

[illegible]

災害診療記録2018 外傷版（初期評価）（表）

* 項目は、図および必要記入項目です。

307日：2018/10/31

* 氏名	* 生年月日 性別 年齢	* 年齢不詳の場合は所定年齢 M T S H 年 月 日 時 分	男 女																		
A 気道 ☐ 気道の異常有り（☐ゴロゴロ音 ☐閉塞 ☐狭窄）一次ページ「A 気道の異常」項目へ ☐ 気道閉塞（正常な発語あり）一次ページ「B 呼吸」項目へ																					
B 呼吸 SpO2 % 呼吸数 回/分 努力様呼吸 ☐ 無 / ☐ 有 呼吸音の左右差 ☐ 無 / ☐ 有（☐右>左 ☐左>右） 皮下気腫の有無 ☐ 無 / ☐ 有（☐右 ☐左 ☐両側） 陥没呼吸 ☐ 無 / ☐ 有 ➡ 異常なければC項へ、異常あれば次ページ「B・Cの異常」項目へ																					
C 循環 心拍数 回/分 血圧 / mmHg ショックの徴候 ☐ 無 / ☐ 有（☐冷汗 ☐血圧低下 ☐脈の異常） 活動性出血 ☐ 無 / ☐ 有 超音波（エコー）検査 ☐ 所見なし 所見あり（☐心臓 ☐モリソン窩 ☐脾臓 ☐グラス窩 ☐右胸腔 ☐左胸腔） 胸部X線写真 血胸・気胸 ☐ 無 / ☐ 有（☐右 ☐左 ☐両側） 骨盤X線写真 不安定型骨盤骨折 ☐ 無 / ☐ 有 ➡ 異常なければD項へ、異常あれば次ページ「Cの異常」項目へ																					
D 中枢神経の機能障害 意識レベル（GCS） E V M 合計 <table border="1"> <tr> <td>E 4 開眼している</td> <td>V 5 時・場所・人を正確に言える</td> <td>M 6 命令に応じる</td> </tr> <tr> <td>3 呼びかけて開眼する</td> <td>4 混乱した会話</td> <td>5 痛み刺激を払いのける</td> </tr> <tr> <td>2 刺激で開眼する</td> <td>3 不適当な単語</td> <td>4 痛みで手足を引っ込める</td> </tr> <tr> <td>1 何をしても開眼しない</td> <td>2 無意味な発音</td> <td>3 上肢の異常屈曲</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 発声なし又は挿管中</td> <td>2 四肢の異常伸展</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1 全く動かない</td> </tr> </table> 瞳孔径（右 mm 左 mm）対光反射（右 左 ） 片麻痺（☐ 無 / ☐ 有） 「切迫するD」 ☐ 無 / ☐ 有（☐GCS 8点以下、☐観察中にGCSで2点以上の低下、☐瞳孔不同、 ☐片麻痺、☐ケジシング徴候） ➡ 異常なければE項へ、異常あれば次ページのD項へ				E 4 開眼している	V 5 時・場所・人を正確に言える	M 6 命令に応じる	3 呼びかけて開眼する	4 混乱した会話	5 痛み刺激を払いのける	2 刺激で開眼する	3 不適当な単語	4 痛みで手足を引っ込める	1 何をしても開眼しない	2 無意味な発音	3 上肢の異常屈曲		1 発声なし又は挿管中	2 四肢の異常伸展			1 全く動かない
E 4 開眼している	V 5 時・場所・人を正確に言える	M 6 命令に応じる																			
3 呼びかけて開眼する	4 混乱した会話	5 痛み刺激を払いのける																			
2 刺激で開眼する	3 不適当な単語	4 痛みで手足を引っ込める																			
1 何をしても開眼しない	2 無意味な発音	3 上肢の異常屈曲																			
	1 発声なし又は挿管中	2 四肢の異常伸展																			
		1 全く動かない																			
E 保温と脱衣 体温 ℃ 保温に努め、全身観察 外傷（身体所見）の評価																					
Cr 圧強症候群 ☐ 無 / ☐ 有（☐四肢の狭圧、☐麻痺、☐感覚障害、☐ポートワイン尿、☐高カリウム血症、 ☐心電図異常）																					
特記事項等（自由記載）																					
確認時刻 月 日 時 分																					
メディカルID 例：1950年02月08日生まれ 男性 トヨタ自動車 19500008Mトヨタ自動車																					
メディカルID																					

2018/10/31

75

災害診療記録2018(精神保健医療版)

※訂正: 2019/05/31

精神保健医療版(J-SPEID) あてはまるものを全てに記す		相談対応日	西暦・平成	年	月	日		
年齢	性別	相談者の氏名	(フリガナ)					
	性別	生年月日	西暦・大正・昭和・平成	年	月	日		
職性	相談者	住所						
	対応した場所	避難所・救護所名						
		(携帯)電話番号						
		既往精神疾患	☐ あり () ☐ なし ☐ 不明					
精神的健康状態	本人の訴え	1 ☐ 男	内傷					
		2 ☐ 女						
		3 ☐ 支援者						
		4 ☐ 避難所						
		5 ☐ 病院・介護所						
		6 ☐ 自宅						
		7 ☐ その他						
		8 ☐ 続かない						
		9 ☐ 不安に						
		10 ☐ 災害場面が目に浮かぶ						
		11 ☐ ゆううつだ						
		12 ☐ 体の調子が悪い						
		13 ☐ 死にたくなる						
		14 ☐ 周りから被害を受けている						
		15 ☐ 物忘れがある						
		16 ☐ その他						
		行動上の問題		17 ☐ 話がまとまらない	生活歴			
				18 ☐ 怒っている				
	19 ☐ 暴言している							
	20 ☐ 話しすぎる							
	21 ☐ 応答できない							
	22 ☐ 徘徊している							
	23 ☐ 自傷している							
	24 ☐ 自殺を試みる							
	25 ☐ 暴言・暴力をふるう							
	26 ☐ 道をやめられない							
	27 ☐ その他							
	10日分類(医師による診断)		28 ☐ F0 認知症、器質性精神障害	病歴				
		29 ☐ F1 物質性精神障害						
		30 ☐ F2 統合失調症関連障害						
31 ☐ F3 気分障害								
32 ☐ F4 強迫症、ストレス関連障害								
33 ☐ F5 心身症								
34 ☐ F6 人格・行動の障害								
35 ☐ F7 知的障害(精神遅滞)								
36 ☐ F8 心的発達障害の障害								
37 ☐ F9 思春期・青年期の障害								
必要支援	38 ☐ F99: 診断不明	現在						
	39 ☐ G40: てんかん							
	40 ☐ 精神医療							
	41 ☐ 身体医療							
	42 ☐ 保健・福祉・介護							
	43 ☐ 地域・職場・学校等での対応							
	44 ☐ 親方							
	45 ☐ 人間・入所							
	46 ☐ 地域の保健医療機関へ紹介・調整							
	47 ☐ 情報・調査等							
対応	48 ☐ 支援継続	対応・継続 (効力内容含む)						
	49 ☐ 支援終了							
	50 ☐ 直接的関連							
災害と精神的健康 状態の関連 (医師による判断)	51 ☐ 間接的関連	精神科的緊急性	☐ あり ☐ なし					
	52 ☐ 関連なし							
所属チーム名		相談者への対応者						
		医師	看護師(保健師含む)	療育調整員				
ペディカルID		☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐						

【参考】災害診療記録2018について
 日本救急医学会ホームページ
 (https://www.jaam.jp/info/2019/info-20190215_2.html)

資料 14：災害時に備えた医薬品の供給等に関する協定書

【発災後 3 日目までの医薬品確保】

災害時に備えた医薬品の供給等に関する協定書

墨田区（以下「甲」という。）と墨田区薬剤師会（以下「乙」という。）同愛記念病院（以下「丙」という。）及び東京曳舟病院（以下「丁」という。）とは、災害時における医薬品の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、墨田区地域防災計画に基づき、災害時における甲による医薬品の調達に対し、乙、丙及び丁が協力すべき基本的な事項について定めるものとする。

（区が確保すべき医薬品）

第 2 条 災害時における医療救護活動等に使用するために甲が確保すべき医薬品（以下「災害用医薬品」という。）は、甲乙が別途協議の上、定める。

（災害用医薬品の備蓄）

第 3 条 乙、丙及び丁は、前条で定める災害用医薬品を備蓄するものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項に規定する備蓄について、善良な管理者としての注意をもって管理することとする。

（ランニング備蓄）

第 4 条 乙は、自らが運営する墨田区医薬品・情報管理センター（以下「センター」という。）において管理及び供給している医薬品を、前条第 1 項に規定する災害用医薬品として取り扱うことができることとする。

（災害用医薬品の管理）

第 5 条 甲は、災害時に、乙、丙及び丁に対し必要な災害用医薬品の供給を要請するものとする。

2 乙、丙及び丁は、前項に規定する甲の要請があった場合は、備蓄している災害用医薬品を供給するものとする。

3 前項に規定する災害用医薬品の輸送は、原則として甲が行う。

（費用弁償）

第 6 条 甲は、第 3 条に定める備蓄に要する経費について負担する。

（契約）

第 7 条 第 3 条及び第 4 条に規定する備蓄の取扱いの詳細については、別途委託契約を締結することとする。

（協議）

第 8 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙丙丁協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第 9 条 この協定は、令和 4 年 4 月 1 日からその効力を生ずるものとし、甲乙丙のいずれかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書 4 通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都墨田区吾妻橋一丁目 2 3 番 2 0 号
墨田区
代表者 墨田区長 山本 亨 

乙 東京都墨田区向島一丁目 2 7 番 5 号
一般社団法人 墨田区薬剤師会
会 長 浅尾 一夫

丙 東京都墨田区横網二丁目 1 番 1 1 号
社会福祉法人 同愛記念病院財団
同愛記念病院 病院長 平野 美和

丁 東京都墨田区東向島二丁目 2 7 番 1 号
医療法人 白鳳会 東京曳舟病院
病 院 長 山本 保博

資料 1 5 : 医薬品のリスト【協定書別紙】 調整中

	薬効分類	薬効	一般名	品目（参考商品名）	区 必 要 量 （ 全 体 ）	単位
	薬効分類 （ 薬効分類 コード ）					
1	催 眠 鎮 静 剤・抗不安 剤(112)	マイナートラン キライザー	ジアゼパム	2mg セルシン錠	2100	錠
2		マイナートラン キライザー	ジアゼパム	ダイアップ坐剤 10	350	個
3		チエノトリアゾ ロジアセピン系 睡眠導入剤	プロチゾラム	レ ン ド ル ミ ン D 錠 0.25mg	700	錠
4	精神神経用 剤(117)	チエノジアゼピ ン系精神安定剤	エチゾラム	デパス錠 0.5mg	1400	錠
5		抗精神病、D ₂ ・ 5-HT ₂ 拮抗剤	リスベリドン	リスパダールOD錠 1mg	700	錠
6	解熱鎮痛消 炎剤(114)	プロピオン酸系 消炎鎮痛剤	ロキソプロフェンナ トリウム水和物	ロキソニン錠 60mg	4200	錠
7		フェニル酢酸系 消炎鎮痛剤	ジクロフェナックナ トリウム	ボルタレンサポ 50mg	1050	個
8		アミノフェノー ル系解熱鎮痛剤	アセトアミノフェン	カロナール錠 200	4200	錠
9		アミノフェノー ル系解熱鎮痛剤	アセトアミノフェン	アンヒバ坐剤小児用 100mg	1050	個
10	局所麻酔薬 （ 121 ）	アニリド系局所 麻酔・不整脈治 療剤	リドカイン	キシロカインゼリー2% （ 30mL ）	35	本
11	鎮 痙 剤 (124)	鎮痙四級アンモ ニウム塩	ブチルスコポラミン 臭化物	ブスコパン錠 10mg	700	錠
12	止しゃ剤・ 整 腸 剤 (231)	生菌製剤	酪酸菌	ミヤBM錠	5600	錠
13	消化性潰瘍 用剤(232)	プロトンポンプ インヒビター	ランソプラゾール	タケプロン OD 錠 15	700	錠
14		胃炎・胃潰瘍治 療剤	レバミピド	ムコスタ錠 100mg	3500	錠

15	下剤・浣腸 剤(235)	緩下剤	ピコスルファートナ トリウム水和物	ラキソベロン内用液 0.75% (10mL)	70	本
16		緩下剤	センノシド	プルゼニド錠 12mg	3500	錠
17		浣腸剤	グリセリン	グリセリン浣腸「オラタ」 60 (60mL)	70	個
18	その他の消 化器官用薬 (239)	ベンザミド系消 化器機能異常治 療剤	メトクロプラミド	プリンペラン錠 5	1400	錠
19		消化管運動改善 剤	ドンペリドン	ナウゼリン坐剤 30	700	個
20	強 心 剤 (211)	ジギタリス強心 配糖体	ジゴキシン	ジゴシン錠 0.125mg	700	錠
21	利 尿 剤 (213)	ループ利尿薬	フロセミド	ラシックス錠 40mg	700	錠
22	血圧降下剤 (214)	α 、 β - 遮断剤	カルベジロール	アーチスト錠 10mg	700	錠
23		アンギオテンシ ン 受容体拮抗 剤	カンデサルタンシレ キセチル	プロプレス錠 8	700	錠
24		持続性 Ca 拮抗 剤	ニフェジピン	アダラート CR 錠 20m g	700	錠
25		持続性 Ca 拮抗 剤	ニフェジピン	アダラート CR 錠 40m g	700	錠
26		高血圧・狭心症・ 不整脈・片頭痛 治療剤	プロプラノロール塩 酸塩	インデラル錠 10mg	700	錠
27	血管拡張剤 (217)	ジヒドロピリジ ン系 Ca 拮抗剤	アムロジピンベシル 酸塩	アムロジン OD 錠 5mg	700	錠
28		冠動脈拡張剤	ニトログリセリン	ニトロペン舌下錠 0.3mg	700	錠
29		冠動脈拡張剤	ニトログリセリン	ミリステープ 5mg	980	枚
30	鎮咳剤 (222)	中枢性鎮咳薬	デキストロメトルフ ァン臭化水素酸塩水 和物	メジコン錠 15mg	700	錠

31	去たん剤 (223)	気道潤滑去痰剤	アンプロキソール塩 酸塩	ムコソルバン L 錠 45mg	700	錠
32	鎮咳去たん 剤 (224)	中枢性鎮咳薬	チペピジンヒペンズ 酸塩	アスベリン錠 10	700	錠
33	気管支拡張 剤 (225)	キサンチン系気 管支拡張剤	テオフィリン	ユニフィル LA 錠 100mg	700	錠
34		キサンチン系気 管支拡張剤	テオフィリン	ユニフィル LA 錠 200mg	700	錠
35		気管支拡張β2- 刺激剤	ツロブテロール	ホクナリンテープ 1 mg	490	枚
36		気管支拡張β2- 刺激剤	プロカテロール塩酸 塩水和物	メプチンエア-10μg 吸 入 100 回 (5mL)	70	個
37	その他の呼 吸器官用薬 (229)	口腔・咽喉感染 予防剤	塩酸塩水和物	SP トローチ 0.25mg「明 治」	4200	錠
38	副腎ホルモ ン剤(245)	副腎皮質ホルモ ン	プレドニゾロン	プレドニゾロン錠「タケ ダ」5mg	700	錠
39	糖尿病用剤 (396)	ビグアナイド系 経口血糖降下剤	メトホルミン塩酸塩 錠	メトグルコ錠 250mg	700	錠
40		インスリン抵抗 性改善血糖降下 剤	ピオグリタゾン塩酸 塩	アクトス OD 錠 15	700	錠
41		抗凝血剤	ワルファリンカリウ ム	ワーファリン錠 1mg	700	錠
42	その他の血 液・体液用 薬(339)	サリチル酸計解 熱鎮痛・抗血小 板剤	アスピリン	バ イ ア ス ピ リ ン 錠 100mg	3500	錠
43	血液代用剤 (331)	等張液	生理食塩液	(生理食塩液 100mL)大 塚	700	本
44		等張液	生理食塩液	(生理食塩液 20mL)大 塚	700	管
45	アレルギー 用 薬	抗ヒスタミン薬	クロルフェニラミン マレイン酸塩	ポララミン錠 2mg	7000	錠

46	(441,449)	アレルギー性疾患治療剤	エピナスチン塩酸塩	アレジオン錠 10	700	錠
47	グラム陽性・陰性菌に作用するもの(613)	セフェム系抗生物質(第三世代)	セフカペンピボキシル塩酸塩水和物	フロモックス錠 100mg	700	錠
48		セフェム系抗生物質(第三世代)	セフカペンピボキシル塩酸塩水和物	フロモックス小児用細粒 100mg (分包 0.5 g)	840	包
49	グラム陽性菌、マイコプラズマに作用するもの(614)	マクロライド系抗生物質	クラリスロマイシン	クラリス錠 200	700	錠
50		15 員環マクロライド系抗生物質	アジスロマイシン水和物	ジスロマック細粒小児用 10% (分包 1 g)	420	
51	合成抗菌剤(624)	ニューキノロン系抗菌剤	レボフロキサシン水和物	クラビット錠 250mg	700	錠
52	眼科用剤 (131)	アレルギー性疾患治療剤	フルオロメトロネ	フルメトロネ点眼液 0.1% (5mL)	70	本
53		眼科領域における表面麻酔	オキシプロカイン塩酸塩	ベノキシル点眼液 0.4% (5mL)	70	本
54		眼瞼炎、涙嚢炎、麦粒腫、結膜炎、瞼板腺炎、角膜炎	オフロキサシン	タリビッド眼軟膏 0.3% (3.5g)	70	本
55		ニューキノロン系抗菌剤	レボフロキサシン水和物	クラビット点眼液 0.5% (5mL)	70	本
56		副交感神経刺激・縮瞳	ピロカルピン塩酸塩	サンピロ点眼液 2% (5mL)	70	本
57	化膿性疾患用剤(263)	アミノグリコシド系抗生物質	ゲンタマイシン硫酸塩	ゲンタシン軟膏 0.1%(10 g)	140	本
58	鎮痛・鎮痒・収斂・消炎剤(264)	副腎皮質ホルモン・抗生物質配合剤	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩	リンデロン-VG 軟膏 0.12% (5g)	70	本
59		消炎剤	アズレン	アズノール軟膏 0.033% (20 g)	70	本

60		インドール酢酸 系解熱消炎鎮痛 剤	インドメタシン	インテバンクリーム 1% (25 g)	70	本
61		経皮吸収型鎮 痛・抗炎症剤	ロキソプロフェンナ トリウム水和物	ロキソニンテープ 100mg	2450	枚
62	防疫用殺菌 消 毒 剤 (261) 外皮用殺菌 消 毒 剤 (732)	殺菌消毒剤	スルファジアジン銀	ゲーベンクリーム 1% (100g)	35	本
63		消毒用エタノール		消毒用エタノール「マル イシ」	3500	mL
64		クロルヘキシジングルコン酸塩 0.05%		0.05%マスキン水	3500	mL
65		ポビドンヨード液 10%		イソジン液 10%	5250	mL
66		ベンザルコニウム塩化物液		オスバン S (10%)	4200	mL
67		スクワブスティックベンザルコニウム		ベンザルコニウム塩化物 液綿棒 1 本 X25 袋 (ハクゾウメ ディカル)	700	本

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

墨田区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、災害時における医薬品等の調達業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、墨田区地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第 2 条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、医薬品等の供給について、医薬品等調達協力要請書（様式 1）により協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、口頭等によっても行うことができる。

（要請に対する報告）

第 3 条 乙は、前条第 1 項の規定により甲から要請を受けたときは、調達の可否について甲に報告する。

（医薬品等の範囲）

第 4 条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目及び数量を供給するものとする。

（ 1 ）医薬品

（ 2 ）衛生材料

（ 3 ）医療器具

（ 4 ）前 3 号に掲げるもののほか、甲が指定するもの

（費用負担）

第 5 条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとする。ただし、当該費用のうち医薬品等の代金に係る費用は、災害発生時の直前における価格を基準として適正な額と認められる範囲内で負担するものとする。

（費用の支払）

第 6 条 乙は、供給の終了後、前項の費用について精算し、医薬品等調達協力費用請求書（様式 2）により甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書の受領後、遅滞なくその支払をするものとする。

（協議）

第 7 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第 8 条 この協定は、この協定の締結の日からその効力を生ずるものとし、甲乙のいづ

れかの解約の申出がない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 6 年 9 月 1 8 日

甲	東京都墨田区吾妻橋一丁目 2 3 番 2 0 号 墨田区 代表者 墨田区長 山崎 昇 
乙	所在地 代表者氏名

様式 1

医薬品等調達協力要請書

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり協力を要請する。

1 納品日時

年 月 日 時 頃

2 納品場所

(緊急)医療救護所 (地区)

災害薬事センター (地区)

その他 ()

3 医薬品等リスト

	名称 (商品名)	数量	単位	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

年 月 日

株式会社
支店長

支店
様

墨田区長名

様式 2

医薬品等調達協力費用請求書

年 月 日

墨田区長様

株式会社

支店

支店長

災害時における医薬品等の調達に要した費用を、下記のとおり請求します。

1 請求額 _____ 円

2 内訳

	名称（商品名）	数量	単位	金額（計算式）
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
合計（税込み）				

この災害用処方箋は医療救護所内の調剤所用です。

災害用処方せん

様式 1

患 者	氏 名	(カタカナでの記載も可)	男 ・ 女	医療救護所等の名称・所在地
	昭・平 ・西暦	年 月 日	生	処方医師が所属する医療支援チーム等の名称
交付年月日		年 月 日	処方医師氏名	
処方せんの 使用期間		交付の日を含めて4日以内		連絡先（スマートフォン・携帯電話番号等）
処 方				
備 考	患者連絡先（スマートフォン・携帯電話番号等）			
調剤済 年月日	年 月 日		調剤した 薬剤師氏名	
調剤所 の名称 所在地	☐ 医師がこの処方せんを発行 した医療救護所等と同じ ☐ その他（余白へ具体的に記載）		調剤した 薬剤師の 所属する 薬剤師班 等の名称	☐ _____ 都・道 府・県 地区 薬剤師班 ☐ その他（余白へ具体的に記載）

※ この書類は、調剤を行った場所（医療救護所の調剤所等）で保管してください。

医療救護所等

名 称

所在地

様式 2 (栞)

【災害用 緊急薬袋】

処方履歴が記入されています。
繰返しご使用願います。

おくすり袋

お名前 様

☐内用薬 処方履歴

月日	薬剤名	用 法				医 師 薬剤師
/		1日	回	日分	朝 食前・食後	医・薬
		毎回	錠・包・カプセル		昼 食後2時間	
			() ずつ服用		夕 就寝前 () 時間毎	
/		1日	回	日分	朝 食前・食後	医・薬
		毎回	錠・包・カプセル		昼 食後2時間	
			() ずつ服用		夕 就寝前 () 時間毎	
/		1日	回	日分	朝 食前・食後	医・薬
		毎回	錠・包・カプセル		昼 食後2時間	
			() ずつ服用		夕 就寝前 () 時間毎	

※裏面に外用薬の処方履歴欄があります。

様式 2 (ウラ)

ご注意事項

- 薬をお受け取りの際はお名前をお確かめのうえ、用法、用量に従って正しく服用ください。
- 用法に記された「食後」とは食後30分以内、「食前」とは食事前30分のことです。
「寝る前」とは寝る前30分のことです。
- 薬は湿気、高温、日光をさけて保存し、子供の手の届かない安全な場所で保管してください。
- 調剤後、長期間たった薬は、副作用や事故の原因となりますので使用しないでください。

☐ 外用薬 処方履歴

月日	薬剤名	用 法	医 師 薬剤師
/		うがい薬 坐薬 塗り薬	医・薬
		用法:	
/		うがい薬 坐薬 塗り薬	医・薬
		用法:	
/		うがい薬 坐薬 塗り薬	医・薬
		用法:	

※受診の際には医師・薬剤師にこのおくすり袋を提示してください。

災害時薬剤師班活動ガイドライン（初版）72 ページより

資料 19：緊急医療救護所に備えおく医療資器材等一覧

衛生資材（診断用具）				
1	聴診器 Wヘッド		2	個
2	アネロイド血圧計		2	
3	アネロイド血圧計小児用カフ		1	
4	テーラー式打診器		1	本
5	ペンライト 瞳孔ゲージ付		3	
6	電子体温計	テルモ ET-C230P	3	
7	舌圧子 ディスポ	200 本 滅菌済	1	箱
8	パルスオキシメーター			

衛生資材（外科用具）				
9	爪切り		1	本
10	とげぬき		2	
11	耳鏡 Spirit ファイバーオトスコープ	CK-939	1	組
12	万能ばさみ		5	本
13	ディスポピンセット	13 c m有鉤 100 本	2	箱
14	ディスポケミカルハサミ 両尖	両尖 11.5 c m	50	本
15	ディスポ膿盆	100 枚	2	箱
16	カップ入滅菌済み綿球	20mm 5 球×20	2	
17	綿棒 両綿	200 本×2	1	
18	ボニメッドスキンステープラワイド	6 個	1	
19	ボニメッドステープリムバー	10 個	1	
20	ステリストリップスキנקロージャー	6 本×10	5	

衛生材料（骨折用）				
21	メディシーネ（大）	25×100×830 6 個	2	箱
22	メディシーネ（中）	20×90×720 6 個	3	
23	メディシーネ（小）	20×80×630 6 個	5	
24	アルフェンス 2 号 腕用	1.5×50×400 6 個	2	
25	アルフェンス 8 号 指用	厚 1.0mm 12 枚	1	
26	アルフェンス 10 号 指用	1.5×13×200 24 枚	1	
27	ブランチューブ S S	5×60 cm 10 個	2	
28	ブランチューブ M	10×100 cm 10 個	2	
29	胸部ベルト(フリーサイズ)	バスト 333	10	枚
30	ニッパー	ホーザン N-9-150	2	個

衛生材料（感染防止用）				
31	ディスポーザブルマスク	不織布 3 層 50 枚入	3	箱
32	ビニールエプロン ホワイト 袖無		100	枚
33	ディスポーザブルキャップ ゴム式	100 枚	1	箱
34	ディスポーザブルガウン フリーサイズ	ポリプロ不織布 50 枚	3	
35	フェースシールドセット	フレーム 1・スペア 10 枚	8	組
36	ディスポグローブ（ニトリル）S	100 枚	4	箱
37	ディスポグローブ（ニトリル）M	100 枚	4	
38	ディスポグローブ（ニトリル）L	100 枚	4	

衛生材料（包帯・ガーゼ・テープ等）				
39	弾力包帯（ラバータイ）	7.5 cm×4.5m 10 巻	2	箱
40	弾力包帯（ラバータイ）	5 cm×4.5m 10 巻	2	
41	弾力包帯（ラバータイ）	10 cm×4.5m 10 巻	2	
42	弾力包帯（ラバータイ）	17.5 cm×4.5m 10 巻	2	
43	伸縮包帯 エルウェーブ 2 号	5 c m×4.5m 6 巻	4	
44	伸縮包帯 エルウェーブ 3 号	7.5 c m×4.5m 6 巻	4	
45	テーピングテープ	5 cm×5m	2	巻
46	滅菌三角巾 L	105×105×150 c m	20	個
47	ネット包帯 指用	8mm×25m	2	箱
48	ネット包帯 四肢用	16mm×25m	2	
49	ネット包帯 胴体用	75mm×25m	2	
50	救急包帯 アルデルム 大		30	本
51	救急包帯 アルデルム 小		30	
52	純綿包帯 耳付 3 裂	9.3 c m×9m	20	巻
53	純綿包帯 耳付 4 裂	7.0 c m×9m	20	
54	純綿包帯 耳付 5 裂	5.6 c m×9m	20	
55	救急包帯 多頭帯型 中		20	個
56	救急包帯 多頭帯型 小		20	
57	滅菌ガーゼ	30 cm×30 cm 150 枚	7	箱
58	八折ガーゼ	7.5 cm×14 cm	1,000	枚
59	サージカルテープ	2.5 c m×9m	20	巻
60	サージカルテープ	1.2 c m×9m	20	
61	清浄綿	8×8 c m 2 つ折	200	枚
62	清浄綿 アルコールタイプ	4×8 c m 2 つ折	200	
63	滅菌タオル包帯 大		10	個

64	滅菌タオル包帯 小		10	
65	キズパワーパッド(バンドエイド)	大きめ 6枚	10	
66	駆血帯(プラメタ)	30×300mm	4	
67	眼帯 FC 眼帯セット		20	

雑品				
68	ペーパータオル	220×230mm 100枚	15	個
69	片面吸水ドレープ	90×90 cm 50枚	1	箱
70	紙おむつ(大人用) テープタイプ M	10枚	1	個
71	紙おむつ(小児用) テープタイプ M	42枚	1	
72	生理用ナプキン(昼用) 羽なし	30個	2	
73	生理用ナプキン(夜用) 羽なし	11個	2	
74	脱脂綿	100g	3	
75	瞬間冷却剤 ひえっぺ		30	
76	手洗い用ポリタンク 20L		1	
77	折り畳みバケツ 10L		2	
78	ディスポシート	100cm×50m	1	
79	救急アルミシート	125×225cm	50	
80	紙コップ 200ml	100個	3	
81	ポリ袋 70L	10枚	9	
82	ポリ袋 20L	10枚	9	
83	トラロープ	径9mm×長10m	6	本
84	S字フック 耐荷重7kg	長80mm	15	個
85	懐中電灯 防水	単二電池×2個	6	
86	石鹼 固形	100g	9	
87	食品用ラップ	業務用 30cm×50m	6	
88	フェイスタオル 白		30	枚

事務用品				
89	ハサミ フィットカットカーブスマート		6	本
90	セロハンテープ	24mm×35m	3	
91	布梱包用テープ スコッチ	50mm×25m	3	巻
92	養生テープ 緑	50mm×25m	9	
93	ライティングシート	60×80cm 5シート巻	3	個
94	油性ボールペン 黒		30	本
95	油性マーカー ツイン(細/太) 黒		9	

96	画版 クリップボード A4 サイズ 樹脂製		15	枚
97	マルチコピーペーパー 高白色 A4	500 枚	3	冊
98	ふせん ポストイット再生紙 ノート	75×14mm 4 冊	3	個
99	ふせん ポストイット再生紙 ノート	75×100mm 10 冊	3	
100	白板マーカー 中字 (黒・赤・青)	各 6 本	1	セット

設営・運営物品等				
	ブルーシート			枚
	毛布			枚
	リヤカー		1	台
	投光器			台
	キャリーワゴン			
	災害用処方箋	基本情報記載あり	100	枚
	薬袋	50 袋	1	冊
	災害用カルテ			
	墨田区地図・防災マップ・ハザードマップ			冊
	コンタクトリスト			
	トリアージタグ	記載なし(予備)		
	翻訳機・モバイル wifi		1	セット

トリアージポスト物品				
	トリアージタグ	基本情報記載あり	200	
	油性ボールペン			
	のぼり旗			

衛生材料(歯科処置用)				
	Ci コットンロール	(滅菌済み) M	1	箱
	検診用基本セット(歯科用ミラー・ピンセット)		50	セット
	スポイト	2 c c	20	本
	スポンゼル	5 c m × 2.5 c m	1	箱
	歯科用注射針	滅菌済み 30G	1	箱
	歯肉バサミ	シザースアイリス曲	1	本
	持針器ヘガール直	ヘガール直	1	本
	抜歯鉗子		1	本
	エレベータ N タイプ		1	本
	鋭匙	大サイズ	1	本

No.

避難所等歯科口腔保健 標準アセスメント票 (レベル2) 日本歯科医師会統一版

※事前把握項目	避難所等の名称	市町村名		
	避難者等の人数	人 (月 日現在)	避難所等の責任者氏名	
	評価年月日	西暦 20 年 月 日	連絡先 (電話等)	
※事前把握項目	評価時在所避難者等の人数	人 (AM/PM 時現在)	情報収集法 ※ 実施した方法をすべてチェック ☒ する ☐ 責任者等からの聞き取り (役職・氏名:) ☐ 避難者等からの聞き取り (人程度) ☐ 現場の観察 ☐ 支援活動等を通じて把握 ☐ その他 ()	
	評価者氏名 職種	氏名: 所属: 職種: 1 歯科医師 2 歯科衛生士 3 保健師・看護師 4 医師 5 その他 ()		
	項目	簡易評価	確認項目 (※確認できれば数値や具体的内容を記載)	特記事項
※事前把握項目	(1) 特に口腔衛生に配慮が必要な対象者		a 乳幼児 (就学前) (約 人 or %), 不明 b 妊婦 (約 人 or %), 不明 c 高齢者 (75 歳以上) (約 人 or %), 不明 d 障がい児者・要介護者 (約 人 or %), 不明 e 糖尿病等の有病者 (約 人 or %), 不明	
	(2) 口腔清掃等の環境	(◎・○・△・×・ー)	a 歯磨き用の水 1 充足, 2 不足*, 3 不明 * (具体的に:) b 歯磨き等の場所 1 充足, 2 不足*, 3 不明 * (具体的に:)	
	(3) 口腔清掃用具等の確保	(◎・○・△・×・ー)	a-1 歯ブラシ (成人用) 1 充足, 2 不足 (約 人分), 3 不明 a-2 歯ブラシ (乳幼児用) 1 充足, 2 不足 (約 人分), 3 不明 b 歯磨き剤 1 充足, 2 不足 (約 人分), 3 不明 c うがい用コップ 1 充足, 2 不足 (約 人分), 3 不明 d 義歯洗浄剤 1 充足, 2 不足 (約 人分), 3 不明 e 義歯ケース 1 充足, 2 不足 (約 人分), 3 不明 f その他 () 1 充足, 2 不足 (約 人分), 3 不明	
	(4) 口腔清掃状況	(◎・○・△・×・ー)	a 歯磨き 1 している, 2 ほとんどしていない, 3 不明 b 義歯清掃 1 している, 2 ほとんどしていない, 3 不明 c 乳幼児の介助 1 している, 2 ほとんどしていない, 3 不明 d 障がい児者・要介護者の介助 1 している, 2 ほとんどしていない, 3 不明	
	(5) 歯や口の訴え・異常	(◎・○・△・×・ー)	a 痛みがある者 1 いる (約 人), 2 確認できない b 食事等で不自由な者 1 いる (約 人), 2 確認できない (義歯紛失、咀嚼や嚥下の機能低下等による) c 他の問題*がある者 1 いる (約 人), 2 確認できない * (具体的に:)	
	(6) 歯科保健医療の確保	(◎・○・△・×・ー)	a 受診可能な近隣の歯科診療所・歯科救護所・仮設歯科診療所等 1 あり, 2 ない, 3 不明 b 巡回歯科チームの訪問 1-①あり (定期的), 1-②あり (不定期) 2 ない, 3 不明	
	その他の問題	具体的に:		

※ 書ききれない情報や関連情報は、特記事項欄に記入してください。

標準 Ver2.0

※ 簡易評価の定義: ◎良好・問題なし、○ほぼ良好・ほぼ問題なし、△やや問題あり、×大いに問題あり、ー: 不明

(** 県 ** 県歯科医師会)

資料 2 1 : 墨田区災害医療救護者証

	
墨田区災害医療救護者証 SUMIDA disaster medical aid staff ID	
(写真)	所 属
	職 種
	フリガナ
	氏 名
	生年月日
上記の者は災害時における墨田区の医療救護活動に携わる者であることを証明する。	
登録番号: 登録年月日: 有効期限:	墨 田 区 長

【職種による救護者証の色の区分】

種別	救護者証の色
医師	赤
歯科医師	赤
看護師	緑
歯科衛生士	緑
薬剤師	青
柔道整復師	紺
事務	黄
その他医療従事者	橙

資料 2 2 : 墨田区災害医療コーディネーター設置要綱

墨田区災害医療コーディネーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう円滑な医療救護活動の統括・調整を図るため、墨田区災害医療コーディネーター(以下「コーディネーター」という。)を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 コーディネーターは、墨田区災害対策本部に置くものとし、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

(職務)

第3条 コーディネーターは、大規模な災害が発生した場合に、墨田区における次の職務に関し、統括及び調整を行うものとする。

- (1) 医療救護班の活動に関すること。
- (2) 医療情報の集約に関すること。
- (3) 収容先医療機関の確保に関すること。
- (4) 東京都地域災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。
- (5) その他医療救護に関すること。

(委嘱)

第4条 コーディネーターは、災害医療及び墨田区における医療の実情に精通した経験豊富な医師の中から区長が委嘱する。

(任期)

第5条 コーディネーターの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(勤務態様)

第6条 コーディネーターの勤務日及び勤務箇所は、保健衛生部長(以下「部長」という。)が定める。

(解職)

第7条 区長は、コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するときはその職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により、解職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられなくなったとき。
- (3) 職員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 事業の縮小の若しくは予算の減少により廃職となったとき。
- (5) その他区長が必要と認めたとき。

(報酬及び費用弁償)

第8条 コーディネーターに対する報酬及び費用弁償は、墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第21号)に基づいて支給する。

(公務災害補償等)

第9条 コーディネーターの公務上の災害又は通勤による災害の補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号)等の定めるところによる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年8月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年12月1日から適用する。

資料 2 3 : 墨田区災害歯科コーディネーター設置要綱

墨田区災害歯科コーディネーター設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、必要とされる歯科医療救護活動及び歯科保健活動が迅速かつ的確に提供されるよう統括・調整を図るため、墨田区災害歯科コーディネーター（以下「歯科コーディネーター」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 歯科コーディネーターは、墨田区災害対策本部の災対保健衛生部に置くものとし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤職員とする。

(職務)

第3条 歯科コーディネーターは、大規模な災害が発生した場合に、墨田区における次の職務に関し、統括及び調整を行うものとする。

- (1) 墨田区災害医療コーディネーターを歯科医療救護活動においてサポートすること。
- (2) 地区歯科医療救護班の編成及び派遣、その他活動全般に関すること。
- (3) 東京都歯科医師会（警察歯科医会）等との連絡調整に関すること。
- (4) その他歯科医療救護活動、歯科保健活動の統括に関すること。

(委嘱)

第4条 歯科コーディネーターは、墨田区における歯科医療の実情に精通した、経験豊富な歯科医師の中から区長が委嘱する。

(任期)

第5条 歯科コーディネーターの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(勤務態様)

第6条 歯科コーディネーターの勤務日及び勤務箇所は、保健衛生部長（以下「部長」という。）が定める。

(解職)

第7条 区長は、歯科コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するときはその職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により、解職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられなくなったとき。
- (3) 職員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 事業の縮小の若しくは予算の減少により廃職となったとき。
- (5) その他区長が必要と認めたとき。

(報酬及び費用弁償)

第8条 歯科コーディネーターに対する報酬及び費用弁償は、墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第21号）に基づいて支給する。

(公務災害補償等)

第9条 歯科コーディネーターの公務上の災害又は通勤による災害の補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）等の定めるところによる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年12月1日から適用する。

資料 2 4 : 墨田区災害薬事コーディネーター設置要綱

墨田区災害薬事コーディネーター設置要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、医療救護活動に必要とされる医薬品、医療資器材及び薬剤師による活動が迅速かつ的確に提供されるよう統括・調整を図るため、墨田区災害薬事コーディネーター（以下「薬事コーディネーター」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第 2 条 薬事コーディネーターは、墨田区災害対策本部の災対保健衛生部に置くものとし、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤職員とする。

(職務)

第 3 条 薬事コーディネーターは、大規模な災害が発生した場合に、墨田区における次の職務に関し、統括及び調整を行うものとする。

- (1) 墨田区災害医療コーディネーターを薬事においてサポートすること。
- (2) 地区薬剤師班の編成及び派遣、その他活動全般に関すること。
- (3) 墨田区災害薬事センターの長としての医薬品の供給管理に関すること。
- (4) 区内の薬事関係者との連絡調整業務に関すること。

(委嘱)

第 4 条 薬事コーディネーターは、墨田区における薬事活動に精通した、経験豊富な薬剤師の中から区長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 薬事コーディネーターの任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(勤務態様)

第 6 条 薬事コーディネーターの勤務日及び勤務箇所は、保健衛生部長（以下「部長」という。）が定める。

(解職)

第 7 条 区長は、薬事コーディネーターが次の各号のいずれかに該当するときはその職を解くことができる。

- (1) 自己の都合により、解職を申し出たとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられなくなったとき。
- (3) 職員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 事業の縮小の若しくは予算の減少により廃職となったとき。
- (5) その他区長が必要と認めたとき。

(報酬及び費用弁償)

第 8 条 薬事コーディネーターに対する報酬及び費用弁償は、墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 1 号）に基づいて支給する。

(公務災害補償等)

第 9 条 薬事コーディネーターの公務上の災害又は通勤による災害の補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 3 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）等の定めるところによる。

(その他)

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 2 8 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 1 2 月 1 日から適用する。

資料 2 5 : 墨田区災害看護コーディネーター設置要綱

○ 墨田区災害看護コーディネーター設置要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、看護師による医療が迅速かつ的確に提供されるよう統括及び調整を図るため、墨田区災害看護コーディネーター（以下「看護コーディネーター」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（身分）

第 2 条 看護コーディネーターは、墨田区災害対策本部災対保健衛生部に置くものとし、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤職員とする。

（職務）

第 3 条 看護コーディネーターは、大規模な災害が発生した場合に、墨田区における次の職務に関し、統括及び調整を行うものとする。

（ 1 ） 墨田区災害医療コーディネーターを看護師の立場でのサポートすること。

（ 2 ） トリアージポスト及び災害時緊急医療救護所において看護師の立場で医療救護活動を行うこと。

（ 3 ） 保健医療活動チーム（看護師）の編成や派遣に係る調整に関すること。

（ 4 ） その他、看護師関係者との連絡調整に関すること。

（委嘱）

第 4 条 看護コーディネーターは、墨田区における看護師による医療の実情に精通した経験豊富な看護師の中から区長が委嘱する。

（任期）

第 5 条 看護コーディネーターの任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

（勤務態様）

第 6 条 看護コーディネーターの勤務日及び勤務箇所は、保健衛生部長（以下「部長」という。）が定める。

（解職）

第 7 条 区長は、看護コーディネーターが次のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

（ 1 ） 自己の都合により辞職を申し出たとき。

（ 2 ） 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられなくなったとき。

（ 3 ） 職員としてふさわしくない行為があったとき。

（ 4 ） 事業の縮小又は予算の減少により廃職となったとき。

（ 5 ） その他区長が必要と認めたとき。

（報酬及び費用弁償）

第 8 条 看護コーディネーターに対する報酬及び費用弁償は、墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年墨田区条例第 2 1 号）に基づき支給する。

（公務災害補償等）

第 9 条 看護コーディネーターの公務上の災害又は通勤による災害の補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 3 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）等の定めるところによる。

（その他）

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

○ 墨田区災害柔整コーディネーター設置要綱（案）

（目的）

第 1 条 この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、柔道整復師による医療が迅速かつ的確に提供されるよう統括及び調整を図るため、墨田区災害柔整コーディネーター（以下「柔整コーディネーター」という。）を設置し、その取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（身分）

第 2 条 柔整コーディネーターは、墨田区災害対策本部災対保健衛生部に置くものとし、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤職員とする。

（職務）

第 3 条 柔整コーディネーターは、大規模な災害が発生した場合に、墨田区における次の職務に関し、統括及び調整を行うものとする。

- （ 1 ） 墨田区災害医療コーディネーターを柔道整復師の立場でのサポートすること。
- （ 2 ） 災害時緊急医療救護所において柔道整復師の立場で医療救護活動を行うこと。
- （ 3 ） 保健医療活動チーム（柔道整復師）の編成や派遣に係る調整に関すること。
- （ 4 ） その他、柔道整復師関係者との連絡調整に関すること。

（委嘱）

第 4 条 柔整コーディネーターは、墨田区における柔道整復師による医療の実情に精通した経験豊富な柔道整復師の中から区長が委嘱する。

（任期）

第 5 条 柔整コーディネーターの任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

（勤務態様）

第 6 条 柔整コーディネーターの勤務日及び勤務箇所は、保健衛生部長（以下「部長」という。）が定める。

（解職）

第 7 条 区長は、柔整コーディネーターが次のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- （ 1 ） 自己の都合により辞職を申し出たとき。
- （ 2 ） 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられなくなったとき。
- （ 3 ） 職員としてふさわしくない行為があったとき。
- （ 4 ） 事業の縮小又は予算の減少により廃職となったとき。
- （ 5 ） その他区長が必要と認めたとき。

（報酬及び費用弁償）

第 8 条 柔整コーディネーターに対する報酬及び費用弁償は、墨田区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年墨田区条例第 2 1 号）に基づき支給する。

（公務災害補償等）

第 9 条 柔整コーディネーターの公務上の災害又は通勤による災害の補償は、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 4 3 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号）等の定めるところによる。

（その他）

第 1 0 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

資料 2 7 : 東京都 (東京都医療保健局) の参考資料

「災害時医療救護活動ガイドライン (第 3 版)」(令和 6 年 3 月)

「災害時薬剤師班活動ガイドライン」(平成 31 年 3 月)

「災害時歯科医療救護活動ガイドライン」(平成 29 年 12 月)

「災害時小児周産期医療救護活動ガイドライン (第 1 版)」(令和 3 年 3 月)

「災害時における透析医療活動マニュアル」(令和 3 年 5 月改訂版)